新 温 泉 町
障がい福祉の手引き

令和７年度版

海・山・温泉　人が輝く　夢と温もりの郷

－ ふるさとの未来へ“つなぐ”まちづくり －

福祉課

※本手引きの内容は令和７年４月１日時点のものです。制度の改正等により変更されることがあります。

目　　次

◎主な障がい福祉制度一覧表

◎主な相談・申請窓口

1　手帳について

（１）身体障害者手帳 …… 1

（２）療育手帳 …… 2

（３）精神障害者保健福祉手帳 …… 3

2　日常生活の支援について

（１）障害福祉サービス・障害児通所支援 …… 4

（２）地域生活支援事業 …… 9

（３）住宅改造費用の助成 …… 10

（４）駐車禁止規制の適用除外 …… 11

（５）兵庫ゆずりあい駐車場利用証制度 …… 12

（６）避難行動要支援者名簿の登録 …… 13

（７）障害者相談員制度 …… 13

（８）サポートファイルの作成 …… 14

（９）ヘルプマーク・ヘルプカード …… 15

3　年金・手当などについて

（１）年金 …… 16

障害基礎年金、障害厚生（共済）年金、障害手当（一時）金、特別障害給付金

（２）手当 …… 17

重度心身障害者（児）介護手当、特別障害者手当･障害児福祉手当、特別児童扶養手当

児童扶養手当、新温泉町障害者福祉金

（３）心身障害者扶養共済制度 …… 19

4　医療について

（１）重度（精神）障害者医療費の助成 …… 20
（２）７５歳未満の高齢者に対する後期高齢者医療制度の適用 …… 20
（３）自立支援医療の支給（精神通院医療・更生医療・育成医療） …… 21
（４）指定難病医療費助成制度事業 …… 23
（５）小児慢性特定疾病の医療費助成制度 …… 23
（６）特定疾病の療養（医療保険・後期高齢者医療制度） …… 24
（７）人工透析患者の通院費助成 …… 24

5　補装具・日常生活用具について

（１）補装具の支給 …… 25
（２）日常生活用具の給付・貸与 …… 26

6　税の減免や各種割引制度について

（１）税金の減免等 …… 27
自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免、その他の税の控除等
（２）運賃割引制度 …… 30
（３）有料道路の割引制度 …… 31
（４）その他の減免等 …… 31
ＮＨＫ放送受信料の免除、夢ネット利用料の減免、電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）
携帯電話の料金割引、郵便料金の減免等

7　各種団体の活動について

（１）ボランティアサークル …… 33
（２）互助団体 …… 33

◎身体障害者障害程度等級表
◎医療費助成対象疾病（指定難病）一覧（348疾病）

◎主な障がい福祉制度一覧表

○:おおむね該当(必ず該当するとは限りません)　△:一部該当

	制度名	制度の概要	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳			年齢制限	所得制限	申請先	掲載ページ
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級				
日常生活の支援	障害福祉サービス等	障害者総合支援法による障害福祉サービス(居宅介護や施設入所等)や日常生活を支援する地域生活支援事業を利用できる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	サービスによって制限あり	有(一部)	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	4
	自動車運転免許取得費の助成	身体障がいのある人(又は介護運転者)の運転免許取得費用の一部を助成する。 【助成額:上限10万円(介護運転者は上限7万円)】	△	△	△	△	△	△							18歳以上	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	9
	自動車改造費の助成	肢体が不自由な人の自動車改造費用の一部を助成する。 【助成額:上限10万円】	上肢、下肢又は体幹機能障がい者のみ												18歳以上	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	9
	住宅改造費用の助成	障がいのある人に対応した住宅改造に要する経費を助成する。※小規模な改造は日常生活用具給付事業(住宅改修費)の対象となる。	○	○					○						—	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	10
	駐車禁止除外指定車標章の交付	申請により、現に障がいのある人が使用(運転又は同乗)中の車両について、駐車禁止規制の適用が除外される。	○	△	△	△			○			○			—	—	美方警察署	11
	兵庫ゆずりあい駐車場利用証制度	申請により利用証が交付され、兵庫県と協定を結んだ施設の駐車場(ゆずりあい駐車場)を優先して利用できる。	○	△	△	△	△	△	○			○			—	—	新温泉健康福祉事務所 (本庁)福祉課 (支所)地域振興課	12
	避難行動要支援者名簿の登録	事前の名簿登録により、関係機関や自主防災組織と連携した避難支援体制の整備を図る。	○	○					○			○			—	—	(本庁)町民安全課 (支所)　〃	13
	サポートファイル	継続した支援が必要な児童に対して作成します。児童の情報や支援内容など必要な情報をまとめることで、支援機関等が一貫した支援を行うために活用します。	障がいの種別や手帳の有無は問わない												18歳未満	—	(本庁)福祉課	14
	ヘルプマーク ヘルプカード	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている事が外見からは分からない方。周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる。	障がいの種別や手帳の有無は問わない												—	—	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	15
手当・年金	(国民年金)障害基礎年金	20歳前から一定の障がいがある人が20歳になったとき、または、国民年金加入中に一定の障がいがある状態になった人に支給する。	△	△	△	△			△	△	△	△	△	△	20歳以上	有(一部)	(本庁)町民安全課 (支所)地域振興課	16
	重度心身障害者(児)介護手当	日常生活において常時介護を必要とする65歳未満の人の介護者に支給する。 【月額→10,000円】	△	△					△						65歳未満の障がい者	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	17
	障害児福祉手当	障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする児童の保護者に支給する。 【月額→16,100】	○	△					△			△	△	△	20歳未満の障がい児	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	17
	特別障害者手当	障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする人に支給する。 【月額→29,590円】	・身体障害1～2級程度の障がいが2つ以上重複している人 ・身体障害1～2級程度の障がいが1つと、3級程度の障がいが2つ以上重複している人 ・内部障がい1級程度で、絶対安静の人 ・重度の精神障がい又は知的障がいで、日常生活の大半に介護を必要としている人												20歳以上	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	17
	特別児童扶養手当	一定以上の障がいのある児童を監護する保護者等に支給する。 【月額→1級:56,800円、2級:37,830円】	○	○	△	△			○	△		△	△	△	20歳未満の障がい児	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	18
	心身障害者扶養共済制度	保護者の一定の掛金により、保護者が死亡または重度の障がいになった場合に、障がい児・者に終身一定額の年金を支給する。 【年金月額→1口加入につき:20,000円】	○	○	○				○	○	○	○	○		保護者が65歳未満	—	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	19
	新温泉町福祉金	社会保障の理念に基づき、心身に障がいのある人(又は扶養する人)に町の福祉金を支給する。【年額→12,000円】	○	○					○	○	○	○	○	○	—	—	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	19
医療	重度心身障害児・者医療費助成制度(福祉医療)	重度障がいのある人の医療費について、医療保険の自己負担分の一部を助成する。	○	○					○			○			—	—	(本庁)健康課 (支所)地域振興課	20
	後期高齢者医療の適用	一定の障がいのある人は、65歳から後期高齢者医療が給付されます。	○	○	○	△			○			○	○		65歳以上	—	(本庁)健康課 (支所)地域振興課	20
	自立支援医療(精神通院医療)	精神疾患の治療のために継続して通院している人に必要な医療費を助成する。										△	△	△	—	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	21
	自立支援医療(更生医療)	障がいの軽減や機能回復に必要な手術・治療(人工透析療法、ﾍﾟｰｽﾒｰｶｰ植込術、人工関節置換術等)に係る医療費を助成する。	△	△	△	△	△	△							18歳以上	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	21
	自立支援医療(育成医療)	障がいを軽減するためや、将来障がいを残すおそれのある疾患を治療するための医療費を助成する。	△	△	△	△	△	△							18歳未満	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	21

	制度名	制度の概要	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳			年齢制限	所得制限	申請先	掲載ページ
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B1	B2	1級	2級	3級				
医療	特定疾病の療養	長期にわたり継続して著しく高額な治療費が必要となる特定疾病の医療費を助成する。	特定疾病に係る療養を受ける人のみ												—	—	(本庁)健康課 (支所)地域振興課	24
医療	人工透析患者の通院費助成	人工透析療法に係る通院費用の一部を助成し、費用負担を軽減します。	通院による人工透析療法を受けている人のみ												—	—	(本庁)健康課 (支所)地域振興課	24
補装具等	補装具の支給	身体上の障がいを補うため、補装具の交付や修理に係る費用の一部を負担する。	△	△	△	△	△	△							障がい児のみ対象の補装具あり	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	25
補装具等	日常生活用具給付等	日常生活を容易にするために、日常生活用具を給付又は貸与する。	△	△	△	△	△	△	△						用具によって制限あり	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	26
税の減免	自動車税 自動車取得税 軽自動車税	障がいのある人の日常生活にとって不可欠な生活手段となっている自動車について、一定の要件を満たす場合に税を減免する。 ※対象となる自動車は障がい者1人について1台(軽自動車含む)のみ	○	○	○	△	△	△	○	○		○			本人運転の場合は18歳以上	—	※軽自動車税 (本庁)税務課 (支所)地域振興課	27
税の減免	所得税 住民税	障害者控除 【所得控除:所得税27万円、住民税26万円】	(本人又は配偶者・扶養親族)												—	—	※所得税 豊岡税務署 ※住民税 (本庁)税務課	29
税の減免	所得税 住民税	特別障害者控除 【所得控除:所得税40万円、住民税30万円】	(本人又は配偶者・扶養親族)															
税の減免	所得税 住民税	同居特別障害者扶養控除 【所得控除:所得税(35万円加算)、住民税(23万円加算)】	(同居の控除対象配偶者・扶養親族)															
税の減免	所得税 住民税	住民税非課税 【本人の合計所得が135万円以下】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
各種割引制度	鉄道運賃(JR)	●第1種障害者 (介護者が同乗する場合) 本人と介護者1人の普通乗車券、定期乗車券、回数券、急行券(特急券を除く)が5割引 ※単独乗車時は第2種扱いとなる ●第2種障害者 片道100Kmを超えて利用する場合、本人の普通乗車券が5割引 ※12歳未満の児童が定期乗車券によって利用するときに介護者が同乗する場合は、介護者1人の定期乗車券が5割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	乗車券販売窓口	30
各種割引制度	航空運賃(国内線)	●第1種障害者(満12歳以上) 本人、介護者(1人)が割引 ●第2種障害者(満12歳以上) 本人のみ割引 ※一部事業者は本人、介護者(1人)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※事業者によっては、精神障害者保健福祉手帳所持者も対象となる。			12歳以上	—	航空券販売窓口	30
各種割引制度	路線バス運賃	●第1種障害者 (介護者が同乗する場合) 本人、介護者1人の普通乗車券・回数券が5割引、定期乗車券が3割引 ●第2種障害者 本人の普通乗車券・回数券が5割引、定期乗車券が3割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○				—	—	乗車券販売窓口 (支払時に手帳提示)	30
各種割引制度	タクシー運賃	タクシー運賃が1割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○				—	—	(支払時に手帳提示)	30
各種割引制度	有料道路通行料金	障がいのある人が有料道路を利用する場合、通行料金を割引(通常料金の半額)する。 ※手帳所持者1人につき、1台のみ	(本人運転の場合)												—	—	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	31
各種割引制度			(介護者運転の場合)															
各種割引制度			第1種障害者のみ対象						○									
各種割引制度	NHK受信料	NHK放送受信料を免除する。 【全額又は半額免除】	【全額免除(※住民税非課税世帯の場合)】												—	有	(本庁)福祉課 (支所)地域振興課	31
各種割引制度			【半額免除(※住民税課税世帯で、障がい者が契約者かつ世帯主の場合)】															
各種割引制度	夢ネット使用料	夢ネット基本使用料を減免する。	加入者かつ生計維持者の視覚・聴覚障がい者のみ												—	—	(支所)地域振興課 ケーブルテレビ係	32
各種割引制度	電話番号案内の無料利用	事前の登録によりNTT電話番号案内が無料で利用できます。	重度(1・2級)の肢体不自由者(下肢を除く)、又は視覚障がい者のみ						○	○	○	○	○	○	—	—	NTT	32
各種割引制度	携帯電話使用料	携帯電話各社による基本使用料などの割引サービスがあります。 【割引率等は各社で異なる】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	携帯電話各社 または取扱店	32

◎主な相談・申請窓口

①町関係

	（　所 在 地　）	（電話番号）	（FAX番号）
役場（本庁）			
健康課	〒669-6792 新温泉町浜坂2673-1	0796-82-5620（直通）	0796-82-2970
福祉課 新温泉町相談支援事業所		0796-82-5622（直通）	
税務課		0796-82-3113（直通）	
町民安全課		0796-82-5621（直通）	
役場（温泉総合支所）			
地域振興課	〒669-6892 新温泉町湯990-8	0796-92-1131（代表）	0796-92-2044
ケーブルテレビ係		0796-99-2080（直通）	0796-99-2081
すこやか～に（保健福祉センター）			
健康課 （健康推進係・保健師）	〒669-6821 新温泉町湯1019	0796-99-2940	0796-99-2550

②国・県関係

	（　所 在 地　）	（電話番号）	（FAX番号）
豊岡健康福祉事務所			
地域保健課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	0796-26-3662	0796-24-4410
新温泉健康福祉事務所			
生活福祉課	〒669-6747 新温泉町三谷389-1	0796-82-3161	0796-82-3289
豊岡こども家庭センター	〒668-0063 豊岡市正法寺446	0796-22-4314	0796-24-0484
身体障害者更生相談所	〒651-2134 神戸市西区曙町1070	078-927-2727	078-928-7981
知的障害者更生相談所	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1	078-242-0737	078-242-0736
精神保健福祉センター	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2	078-252-4980	078-252-4981
難病相談センター	〒660-8550 尼崎市東難波町2－17－77	06-6480-7730	06-6480-7731
但馬長寿の郷	〒667-0044 養父市八鹿町国木594-10	079-662-8456	079-662-8459
豊岡県税事務所			
課税第1課	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	0796-26-3628	0796-24-5403
姫路県税事務所			
自動車取得税審査課	〒672-8035 姫路市飾磨区中島福路町3323	079-233-8260	079-281-1606
軽自動車取得税審査課		079-233-8261	

	（　所 在 地　）	（電話番号）	（FAX番号）
豊岡年金事務所	〒668-0021 豊岡市泉町4-20	0796-22-0948	0796-29-2838
豊岡税務署	〒668-8562 豊岡市上陰216	0796-22-2101	
ハローワーク豊岡	〒668-0024 豊岡市寿町8-4	0796-23-3101	0796-24-4881
ハローワーク豊岡香住出張所	〒669-6544 香美町香住区香住844-1	0796-36-0136	0796-36-3471
美方警察署	〒669-6746 新温泉町戸田37	0796-82-0110	

③その他関係機関等

	（　所 在 地　）	（電話番号）	（FAX番号）
新温泉町社会福祉協議会（本部）	〒669-6821 新温泉町湯1019	0796-99-2488	
浜坂支部	〒669-6731 新温泉町二日市216-1	0796-82-1071	0796-82-5079
温泉支部	〒669-6821 新温泉町湯1019	0796-99-2488	0796-99-2587
多機能型事業所Ｋｉｒａｒａ 【運営主体：（特非）ぷろじぇくとPlus】	〒669-6731 新温泉町二日市184	0796-82-1191	0796-82-2523
就労継続支援事業所　ここすぺーす 【運営主体 ： （株） ウィンラボ】	〒669-6701 新温泉町浜坂2101-27	0796-80-1561	
地域活動支援センター のぎく 【運営主体：（特非）サポートのぎく】	〒669-6747 新温泉町三谷183-1	0796-82-2655	0796-82-2655
就労継続支援事業所　charm 【運営主体：（特非）Comfort you】	〒669-6822 新温泉町細田156	0796-92-2500	0796-92-2500

（委託相談支援事業所）

	（　所 在 地　）	（電話番号）	（FAX番号）
出石精和園地域支援センター 【運営主体：(福)兵庫県社会福祉事業団】	〒668-0261 豊岡市出石町荒木1300	0796-52-5288	0796-52-5322
生活支援センターほおずき 【運営主体：（医）敬愛会】	〒668-0065 豊岡市戸牧1510-6	0796-29-1717	0796-24-6061
北但広域療育センターぴあほくたん 【運営主体：(福)神戸聖隷福祉事業団】	〒668-0065 豊岡市戸牧1029-11	0796-22-8688	0796-22-8811
相談スペース　ポッシュ 【運営主体：(特非)ぷろじぇくとPlus】	〒668-0024 豊岡市寿町8番40号	0796-37-8458	0796-37-8459
相談支援事業所　まーる 【運営主体：（特非）Comfort you】	〒669-6822 新温泉町細田156	0796-92-2500	0796-92-2500

1　手帳について

（1）身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に一定の障がいがある人が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。
障がいの種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。

手続きの内容	手続きに必要な書類等
交付申請 新規に手帳の交付を受ける場合	1　身体障害者手帳交付申請書 2　身体障害者診断書・意見書（指定医師によるもの） 3　本人の写真1枚（※） 4　本人確認書類（個人番号確認・身元確認）
障がいの再認定・等級変更・障がい名の追加 障がいの再認定・障がいの程度が変わったとき、他の部位に障がいを受けた場合	1　身体障害者手帳再交付申請書 2　身体障害者診断書・意見書（指定医師によるもの） 3　本人の写真1枚（※） 4　現在お持ちの手帳 5　本人確認書類（個人番号確認）
紛　失 手帳を紛失したとき	1　身体障害者手帳再交付申請書 2　身体障害者手帳紛失届 3　本人の写真1枚（※） 4　本人確認書類（個人番号確認・身元確認）
破損・汚損 手帳を破損・汚損したとき	1　身体障害者手帳再交付申請書 2　本人の写真1枚（※） 3　現在お持ちの手帳 4　本人確認書類（個人番号確認）
居住地・氏名変更 引越等で住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったとき	1　身体障害者居住地･氏名変更届 2　現在お持ちの手帳 （町外転出の場合は、転出先で居住地変更の届けをしてください）
返　還 死亡したときや障がいを有しなくなった場合	1　身体障害者手帳返還届 2　現在お持ちの手帳

※サイズは「縦4㎝×横3㎝」で「脱帽、上半身、撮影1年以内」のもの（スナップ写真でも可）
○手帳の交付対象にあたるかどうかは医師（指定医）にお尋ねください。（身体障害者更生相談所が指定医の診断書を踏まえて審査を行い、手帳を交付します。）

～ 手帳交付の流れ ～

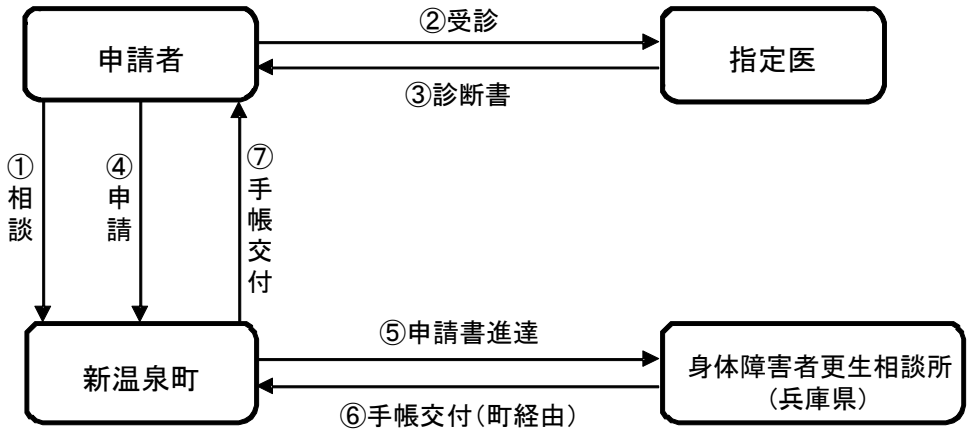

（2）療育手帳

療育手帳は、知的障がい又は発達障がいのある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。

障がいの程度によって、A（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の3段階に区分されています。

手続きの内容	手続きに必要な書類等
交付申請 新規に手帳の交付を受ける場合	1　療育手帳交付（更新）申請書 2　調査表（票）　3　同意書 4　本人の写真1枚（※）
更新（再判定） 次期判定年が到来したときや、障がいの程度が変わったとき	1　療育手帳交付（更新）申請書 2　調査表（票）　3　同意書 4　現在お持ちの手帳
紛　失 手帳を紛失したとき	1　療育手帳再交付申請書 2　本人の写真1枚（※）
破損・汚損 手帳を破損・汚損したとき	1　療育手帳再交付申請書 2　本人の写真1枚（※） 3　現在お持ちの手帳
居住地・氏名変更 引越等で住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったとき	1　療育手帳変更（返還）届 2　現在お持ちの手帳 （町外転出の場合は、転出先で居住地変更の届けをしてください）
返　還 死亡したときや県外へ転出した場合	1　療育手帳変更（返還）届 2　現在お持ちの手帳

○手続きには印鑑が必要です。

※サイズは「縦4㎝×横3㎝」で「脱帽、上半身（無背景）、撮影1年以内」のもの（スナップ写真でも可。ただし切り取らない。）

○手帳の交付対象にあたるかどうかは医師（主治医）にお尋ねください。

～ 手帳交付の流れ ～

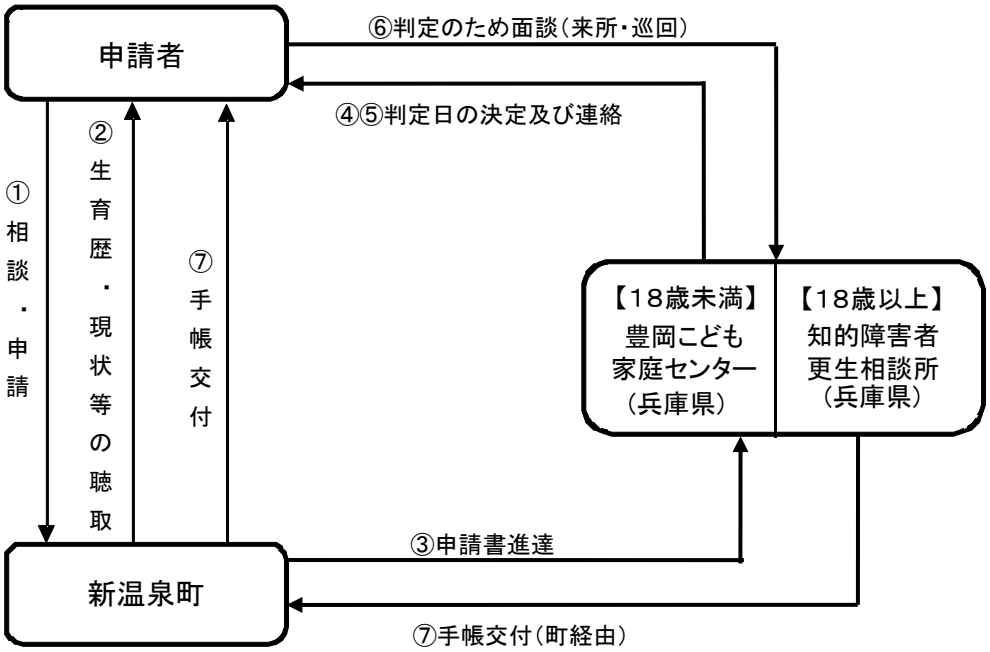

（3）精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の社会復帰の促進、自立、社会参加の促進を図ることを目的とし、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。

障がいの程度によって、1級から3級まで区分されています（手帳の有効期限は交付日から2年間です）。

手続きの内容	手続きに必要な書類等
交付申請 新規に手帳の交付を受ける場合	1　精神障害者保健福祉手帳交付申請書 2　本人の写真１枚（※） A.診断書による申請の場合 3　診断書（精神障害者保健福祉手帳用） B.年金証書等による申請の場合 4　精神障がいを支給事由とする障害年金証書等の写し 5　直近の年金振込通知書又は年金支払通知書 6　年金事務所等照会同意書
更新申請 引き続き手帳交付を受ける場合や 障がい程度が変わったとき	1　精神障害者保健福祉手帳交付申請書 2　現在お持ちの手帳 **（※等級変更の場合は、等級変更申請書及び写真が必要となります）** A.診断書による申請の場合 3　診断書（精神障害者保健福祉手帳用） B.年金証書等による申請の場合 4　精神障がいを支給事由とする障害年金証書等の写し 5　直近の年金振込通知書又は年金支払通知書 6　年金事務所等照会同意書 （注）現在お持ちの手帳の更新欄がいっぱいの場合は写真が必要（※）
紛　失 手帳を紛失したとき	1　精神障害者保健福祉手帳再交付申請書 2　本人の写真1枚（※）
破損・汚損 手帳を破損・汚損したとき	1　精神障害者保健福祉手帳再交付申請書 2　本人の写真1枚（※） 3　現在お持ちの手帳
居住地・氏名変更 引越等で住所が変わったときや、 結婚等で氏名が変わったとき	1　居住地等変更届 2　現在お持ちの手帳 （町外転出の場合は、転出先で居住地変更の届けをしてください）
返　還 死亡したときや障がいを有しなくなった場合	1　精神障害者保健福祉手帳返還届 2　現在お持ちの手帳

〇手続きには印鑑が必要です。

※サイズは「縦4cm×横3cm」で「脱帽、上半身、撮影1年以内」のもの（スナップ写真でも可）

〇手帳の交付対象にあたるかどうかは医師（主治医）にお尋ねください。

～ 手帳交付の流れ ～

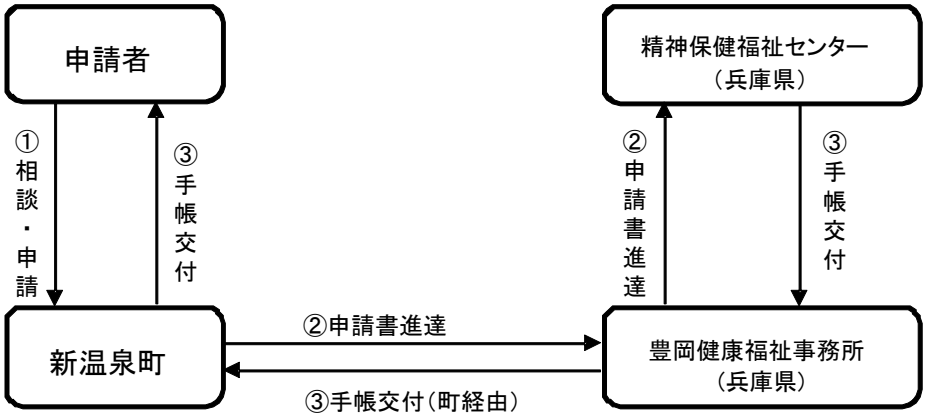

2　日常生活の支援について

（1）障害福祉サービス・障害児通所支援

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

◎障害福祉サービス

	（種別）	（内容）
介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護や家事等、生活全般の援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	同行援護	重度視覚障がい者の移動の援護、それに伴う外出先における視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	一般就労へ移行した方へ、企業や関係機関との連絡調整、課題解決に向けて支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

◎障害児通所支援

（ 種 別 ）	（ 内 容 ）
児童発達支援	未就学児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児童に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが困難な方に、居宅にて必要な訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に赴き、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

◎サービスを受ける手続き

◆支給申請について（18歳以上の場合）

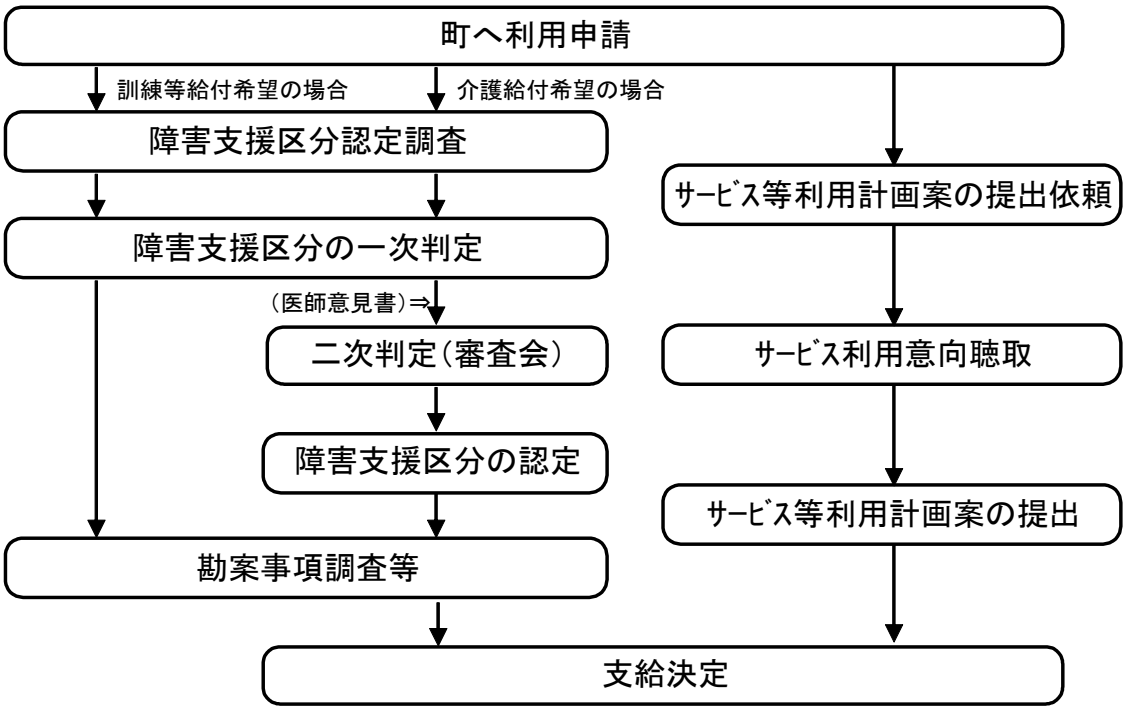

①利用者（障がい者）は、利用するサービスについて介護給付費等の支給申請を行います。

②障害支援区分決定や支給決定のために、町が聴き取り調査（心身の状況に関する80項目）を行います。

③町は、調査結果により障害支援区分の一次判定（コンピュータ判定）を行います。介護給付を希望する場合は、障がい保健福祉の有識者で構成される審査会の審議を経て障害支援区分が決まります。

④町は、サービス等利用計画案を基に支給決定を行い、受給者証を交付します。訓練等給付を希望する場合は、本人の利用意思と適性を確認するため、一定期間サービスを利用した結果を踏まえて正式に支給決定を行います。

※18歳未満の障がい児の場合は、原則として障害支援区分は判定せず、5領域11項目等の調査をもとに支給決定を行います。

◆サービス利用について

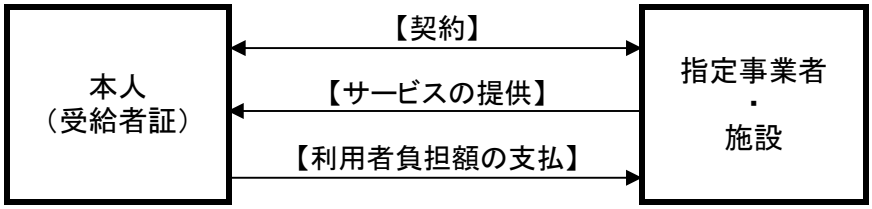

①利用者（障がい者）は、事業者等にサービス利用の申し込みをします。事業者等はサービス利用についての重要事項などを説明します。両者合意の上でサービス利用に関する契約をします。
②利用者（障がい者）は、事業者等から計画に基づき、サービスの提供を受けます。
③利用者（障がい者）は事業者等に利用者負担額等を支払います。

◎サービスの利用者負担について

障害福祉サービスを利用した際の利用者負担については、原則利用したサービス費用の1割を定率負担分として負担することとなります。また、日中活動系のサービスや入所支援サービスを受けた場合には食費や光熱水費の実費部分について負担することとなります。ただし、これらの負担部分には利用者等の収入・所得等に応じて月の負担上限額が設定される等の軽減措置があります。

◆利用者負担の概要

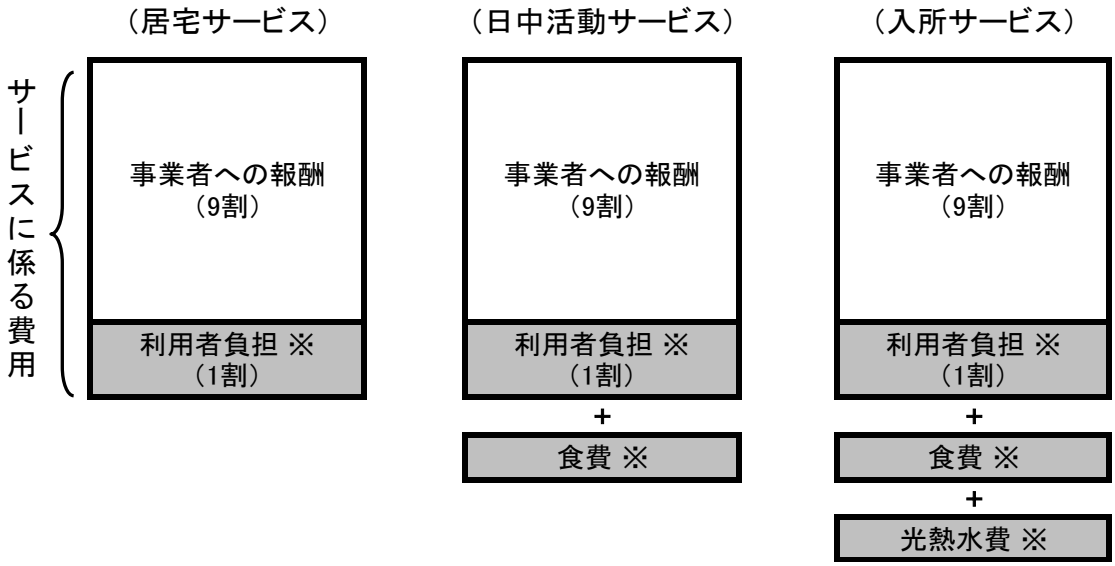

※利用者等の所得等に応じて、負担が軽減されます。
・この他に、医療費や日用品費等は自己負担となります。

①月額負担上限額設定（所得段階別）

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="3">世帯の収入状況(※)</th><th>月額負担上限額</th></tr>
<tr><td>生活保護</td><td colspan="3">生活保護受給世帯</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>低所得</td><td colspan="3">住民税非課税世帯</td><td>0円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">一般1</td><td>18 歳以上の障がい者</td><td colspan="2">住民税課税世帯（所得割 16 万円未満）
※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除く</td><td>9，300円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">障がい児</td><td rowspan="2">住民税課税世帯
（所得割 28 万円未満）</td><td>通所施設、ホームヘルプ利用の場合</td><td>4，600円</td></tr>
<tr><td>入所施設利用の場合</td><td>9，300円</td></tr>
<tr><td>一般2</td><td colspan="3">上記以外</td><td>37，200円</td></tr>
</table>

※所得を判断する際の世帯の範囲

18 歳以上の障がい者(施設に入所する 18･19 歳を除く) ⇒ 障がい者とその配偶者

障がい児(施設に入所する 18･19 歳を含む) ⇒ 保護者の属する住民基本台帳での世帯

②医療型個別減免

福祉サービスに合わせて、療養を行うサービスを利用又は施設に入所する場合、定率負担、医療費、食事療養費を合算した利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されます。

③高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）

障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法による）。

障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます（償還払いの方法による）。

※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減されます。

④（新）高額障害福祉サービス費

65 歳になるまでに 5 年以上、特定の障害福祉サービスを利用していた方で、一定の要件を満たす場合は、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用負担が償還されます。

⑤補足給付（20歳以上の施設入所者）

所得区分が「生活保護、低所得」であれば、福祉サービスの定率負担をしても、一定の額が手元に残るよう補足給付が行われ、食費・光熱水費の実費負担が軽減されます。

⑥補足給付（20歳未満の施設入所者）

地域で子どもを養育する費用と同様の負担となるように補足給付が行われ、食費・光熱水費の実費負担が軽減されます。

※所得区分の要件はありません。

⑦食費の人件費支給による軽減措置

通所施設等利用者で所得区分が「生活保護、低所得又は一般1」であれば、食費の負担が軽減されます。

⑧生活保護への移行防止

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額負担上限額や食費等実費負担額を引き下げます。

申請先 （問合せ先）	【本庁】福祉課（福祉係） 【支所】地域振興課（住民係）

（2）地域生活支援事業

障がい児・者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。

事業名	内容	対象者	利用料 （自己負担）
相談支援事業	障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や適切なサービスの利用支援をします。 ※町の委託相談支援事業所 ① 出石精和園相談支援事業所 ② 生活支援センターほおずき ③ 北但広域療育センターぴあほくたん ④ 相談スペース　ポッシュ ⑤ 相談支援事業所まーる	町内の障がい者やその家族等	無料
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語障がい者等に手話通訳者等を派遣することにより、健聴者との円滑な意思疎通を支援します。	身体障害者手帳を所持する聴覚障がい者等	無料
移動支援事業	ヘルパーの付き添いにより、屋外での移動に困難がある障がい児・者の外出や移動を支援します。	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	1割
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターでの創作活動や生産活動を通じて、障がい者の自立を支援します。 ※町内の地域活動支援センター ① 地域活動支援センター　のぎく	学齢を超えた在宅の障がい者等	無料 （実費負担あり）
日中一時支援事業	障がい児・者の日中活動の場を提供し、障がい者とその家族を支援します。（デイサービスや日帰りのショートステイ）	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者	1割
生活サポート事業	介護給付費の支給決定が困難な障がい者等に、ホームヘルパー等を派遣することで、必要な生活支援又は家事援助等を行います。	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者健福祉手帳所持者	1割
訪問入浴サービス事業	居宅における入浴が困難な環境にある障がい児・者に、居宅において入浴サービスを提供します。	在宅の重度身体障害者	1割
自動車改造費助成事業	障がい者自らが所有・運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。	上肢、下肢又は体幹機能障がい者（※所得制限あり）	10万円を上限に助成
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者又はその介護者の自動車運転免許取得に要する経費の一部を助成します。	身体障害者手帳所持者、又は身体障害者手帳（第1種若しくは1・2級）所持者等を介助し、専らその者のために自動車を運転する者（※所得制限あり）	10万円 （介護者:7万円） を上限に助成
日常生活用具給付事業	⇒補装具・日常生活用具（P. 26）参照		

※介護保険が利用できる方でサービス内容が重なる場合には、介護保険が優先します。

申請先 （問合せ先）	【本庁】福祉課（福祉係） 【支所】地域振興課（住民係）

（3）住宅改造費用の助成

障がい者が住み慣れた住宅で安心して健やかな生活ができるよう、障がい者に対応した住宅改造に要する経費を助成します。

◎制度の概要

<table>
<tr><th></th><th>障害者住宅改造助成事業</th><th>日常生活用具給付等事業（住宅改修費）</th></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td>生涯に渡り自宅での生活を希望する人で、次のいずれかの障がいの程度に該当し、かつ「助成額」欄の世帯階層区分のいずれかに属する人
① 身体障害者手帳所持者（1～2級のみ）
② 療育手帳所持者（A判定のみ）</td><td>学齢児以上の者で、下肢、体幹機能の障がい又は脳原性運動機能の障がい（移動機能の障がいに限る）に係る身体障害者手帳（3級以上）所持者及び同程度の難病患者
※ただし、特殊便器へ取替えをする場合は上肢の障がいに係る身体障害者手帳（2級以上）所持者及び同程度の難病患者</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td>障がい者の身体状況に応じた改造で、「住まいの改良相談員（町長が委嘱）」が必要と認めたもの</td><td>障がい者の身体状況に応じて必要となる、次に掲げる小規模な住宅改修
① 手すりの取り付け
② 段差の解消
③ 床又は通路面の材料変更
④ 引き戸等への扉の取替え
⑤ 洋式便器等への取替え
⑥ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</td></tr>
<tr><td>対象限度額</td><td>100万円</td><td>20万円</td></tr>
<tr><td>助成額</td><td>改造に要した対象経費の実支出額と 100 万円（右記の住宅改修費の給付対象者は 80 万円）を比較して少ない方の額に次の補助率を乗じて得た額
<table>
<tr><th>区分</th><th>世帯階層区分</th><th>補助率</th></tr>
<tr><td>A</td><td>生活保護法による被保護世帯（※）</td><td>3/3</td></tr>
<tr><td>B</td><td>生計中心者が当該年度分住民税非課税世帯</td><td>9/10</td></tr>
<tr><td>C</td><td>生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分住民税均等割のみ課税世帯</td><td>9/10</td></tr>
<tr><td>D</td><td>生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分住民税所得割及び均等割課税世帯</td><td>2/3</td></tr>
<tr><td>E</td><td>生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が7万円以下の世帯（生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が800万円を超える世帯及び生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円を超える世帯を除く）</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td>F</td><td>生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯（生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が800万円を超える世帯及び生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が600万円を超える世帯を除く）</td><td>1/3</td></tr>
</table>
※生活保護世帯で右記の住宅改修費の給付対象とならない場合は、対象経費の 1 割と 2 万円を比較して少ない方を控除した額を助成する。</td><td>改造に要した対象経費の実支出額と 20 万円を比較して少ない方の額に 9/10 を乗じて得た額

※原則として 1 割負担となりますが、世帯の所得に応じて負担上限額が設けられています（P．25参照）。</td></tr>
<tr><td>申 請 先
（問合せ先）</td><td colspan="2">【本庁】福祉課（福祉係）
【支所】地域振興課（住民係）</td></tr>
</table>

※申請前に改造されたものは対象となりませんので、必ず事前にご相談ください。
※助成は原則1回とします。

（4）駐車禁止除外指定車標章の交付

障がい者が、自らまたは家族などの運転する車に同乗するとき、駐車禁止除外指定車標章を掲示することにより、駐車禁止場所でも駐車することができます。

◎制度の概要

<table>
<tr><td>対 象 者</td><td>
次のいずれかに該当する人
<table>
<tr><td>①</td><td>身体障害者手帳所持者（次の区分・等級に該当する場合のみ）
<table>
<tr><th colspan="2">障がいの区分</th><th>等級</th></tr>
<tr><td colspan="2">視覚障害</td><td>1級から4級までの各級</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢不自由</td><td>1級から4級までの各級</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹不自由</td><td>1級から3級までの各級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>1級及び2級
（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>1級から4級までの各級</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓、じん臓、呼吸器
又は小腸の機能障害</td><td>1級、3級及び4級</td></tr>
<tr><td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td>1級及び3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる
免疫機能障害</td><td>1級から4級までの各級</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚障害</td><td>2級及び3級</td></tr>
<tr><td colspan="2">上肢不自由</td><td>1級、2級（2級にあっては、両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠くものに限る。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">肝臓機能障害</td><td>1級から3級までの各級</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>②</td><td>療育手帳所持者（A 判定のみ）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>精神障害者保健福祉手帳所持者（1級のみ）</td></tr>
<tr><td>④</td><td>色素性乾皮症患者</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>駐車できる場所</td><td>公安委員会が指定した駐車禁止区間及び時間制限駐車区間で駐車することができます。
※ただし、駐車場所（「駐停車禁止標識を設置している道路の部分」や「道路交通法に規定する駐停車禁止場所及び駐車禁止場所」）や駐車方法によっては、標章を掲示していても駐（停）車違反になります。</td></tr>
<tr><td>申 請 先
（問合せ先）</td><td>美方警察署</td></tr>
</table>

（5）兵庫ゆずりあい駐車場利用証制度

身体等に障がいがある人や高齢などの理由で歩行が困難な人、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な人に兵庫ゆずりあい駐車場利用証を交付し、公共施設、ショッピングセンターやホテルなど、兵庫県と協定を結んだ施設の駐車場(兵庫ゆずりあい駐車場)を優先して利用できるようにする制度です。

◎制度の概要

<table>
<tr><td>対 象 者</td><td>次のいずれかに該当する人
<table>
<tr><th colspan="2">利用できる人</th><th>有効期間</th></tr>
<tr><td colspan="2">①各種障がいにより歩行が困難な人</td><td rowspan="2">5年(5年おきに更新)</td></tr>
<tr><td colspan="2">②要介護・要支援認定を受けた高齢者又は難病患者等で歩行が困難な人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③一時的に歩行が困難な人</td><td>けがをされている人</td><td>診断書による期間</td></tr>
<tr><td>妊産婦の人等</td><td>出産(予定)日から1年</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>対象となる障がい</td><td>（1）身体障害者（○が該当。—は、等級の設定がないことを表す。）
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="6">等級</th></tr>
<tr><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th></tr>
<tr><td colspan="2">視覚障害</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚障害</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>—</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">上肢不自由</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢不自由</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹不自由</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓機能障害</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">じん臓機能障害</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">呼吸器機能障害</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">小腸機能障害</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">肝臓機能障害</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td></tr>
</table>
（2）知的障害者
療育手帳の障害程度がAの者
（3）精神障害者
精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の者
（4）難病患者
特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者</td></tr>
<tr><td>相互利用について</td><td>兵庫県で交付した利用証は、他府県での同様制度の駐車場でも利用できると同時に、各県で発行された利用証を提示して兵庫ゆずりあい駐車場を利用することができます。
（令和 6 年 11 月 11 日現在で 43 府県で相互利用が可能）</td></tr>
<tr><td>必要書類</td><td>申請書、各種手帳の写し</td></tr>
<tr><td>申請先
（問合せ先）</td><td>新温泉健康福祉事務所</td><td>【本庁】福祉課（福祉係）
【支所】地域振興課（住民係）</td></tr>
</table>

（６）避難行動要支援者名簿の登録

災害時に自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人（避難行動要支援者）が事前に名簿登録することで、関係機関や自主防災組織と連携した避難支援体制の整備を図ります。

◎制度の概要

対 象 者	次のいずれかに該当する人 ①一人暮らし、または高齢者世帯で自力避難することが困難な方 ②要介護3以上の認定を受けている者 ③身体障害者手帳1・2級に該当する者 ④療育手帳Aを所持する知的障がい者 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者 ⑥難病患者 ⑦上記以外で町長が必要と認めた者
支援内容	地域における支援を希望される方を名簿に登録し、避難支援組織等（社会福祉協議会、自主防災組織、自治（町内）会、民生委員児童委員会などの関係機関）に対して、日頃からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難支援をします。
申 請 先 （問合せ先）	【本庁】町民安全課（危機管理室） 【支所】　　〃

（７）障害者相談員制度

障がい者本人やその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行っています。

◎制度の概要

内容等

障がいの種別ごとに、県及び町が次のとおり相談員を委嘱しています。

①	身体障害者相談員
②	知的障害者相談員
③	精神障害者相談員
④	発達障害児･者相談員

… ①身体障害者相談員につきましては、定期的に「身体障がい者相談」を実施しています。

	相談日時	相談会場
温泉地域	偶数月第3水曜日 13:30～15:30	保健福祉センターすこやか～に
浜坂地域	奇数月第3木曜日 13:30～15:30	浜坂福祉センター（二日市）

問合せ先	【本庁】福祉課（福祉係）

（8）サポートファイルの作成

児童の成長に応じて、継続した支援を行うためには、保護者と支援機関の連携が何よりも重要となります。サポートファイルは、その連携の手段として、必要な情報をファイルにまとめたもので、一貫した支援を行うために活用するものです。

◎制度の概要

<table>
<tr><td>対象者</td><td>継続した支援を必要とする児童（障がいの種別や手帳の有無は問いません）

※ただし、サポートファイルは、保護者と一緒になって作成するものであるため、児童の特性について保護者の認識があり、支援機関と連携してサポートファイルを活用することに同意が得られることを前提としています。</td></tr>
<tr><td>活用方法</td><td>サポートファイルには、児童本人の姿や支援の様子が記録され（※下表のとおり）、それを成長に応じて次の支援機関に引き継ぎ、活用しながら継続した支援を行っていきます（生育歴等、何度も同じことを言わなくて済むようになり、保護者の負担も軽減されます）。

【※ファイルの内容】
<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">全　般</td><td>・基本情報</td><td>本人に関する基本的な情報（個人情報、生育の記録、健康診査の記録、相談・療育等の記録、教育等</td></tr>
<tr><td>・福祉の記録</td><td>手帳、手当、各福祉サービスの利用状況等の情報</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">幼児期</td><td>・発達支援記録
（幼児期用）</td><td>幼児期の発達の状況、支援の目標に対する具体的支援の状況</td></tr>
<tr><td>・発達支援記録
（児童発達支援等用）</td><td>療育機関での療育の状況、具体的支援の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学齢期</td><td>小・中学校
（特別支援学校）</td><td>・個別教育支援計画
（小・中学校・特別支援学校用）</td><td>学齢期での発達の状況、支援の目標に対する具体的支援の状況</td></tr>
<tr><td>高等学校
（特別支援学校）</td><td>・個別教育支援計画
（高校・特別支援学校用）</td><td>学齢期での発達の状況、支援の目標に対する具体的支援の状況、進路相談や実習等の記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">就労期</td><td>・個別移行支援計画</td><td>進路先、社会生活に向けての具体的支援の内容</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>申込・作成方法</td><td>サポートファイルの作成を希望する時は、それぞれの支援機関に申し込みを行います。ファイルは、保護者と支援機関が相談しながら一緒に作成し、希望があれば保護者にも写しを渡します。

〇申込先及び作成者
・就学前・・・各認定こども園又は役場福祉課
・就学後・・・各学校又は役場福祉課</td></tr>
<tr><td>管理方法</td><td>就学前は児童本人の所属する支援機関、就学後は所属する学校（町内の小中学校の場合）が責任をもって保管します。また、中学校卒業時や町外へ転出・町外の学校へ就学した場合などは、その後のサポートファイルの活用について保護者と相談します。</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td>【本庁】福祉課（福祉係）</td></tr>
</table>

（9）ヘルプマーク・ヘルプカード

かばん等に装着できるストラップ型のマークとカードです。身につけることで、外出先で周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるものです。氏名や連絡先、必要な援助・支援等を書き込みます。

◎制度の概要

対象者	障がい（身体・知的・発達・精神）、難病、妊娠、高齢、疾病等により援助や配慮を必要としている方。（障害者手帳や要介護認定等の有無は問いません）
申込・作成方法	ヘルプマーク・ヘルプカードを希望する時は、窓口で「兵庫県ヘルプマーク交付申請書」を提出し、ヘルプマーク・ヘルプカードをその場で交付します。交付は無料ですが、一人 1 個・1 枚までです。郵送やファックス、メールでの受付も可能です。後日、郵送で交付します。代理の方の申請も可能です。
問合せ先	【本庁】福祉課（福祉係） 【支所】地域振興課（住民係）

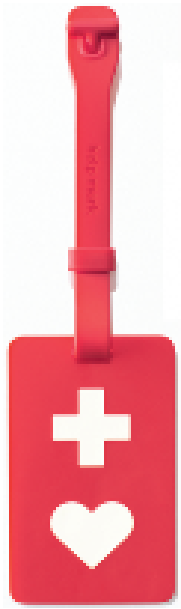

〈ヘルプマーク〉

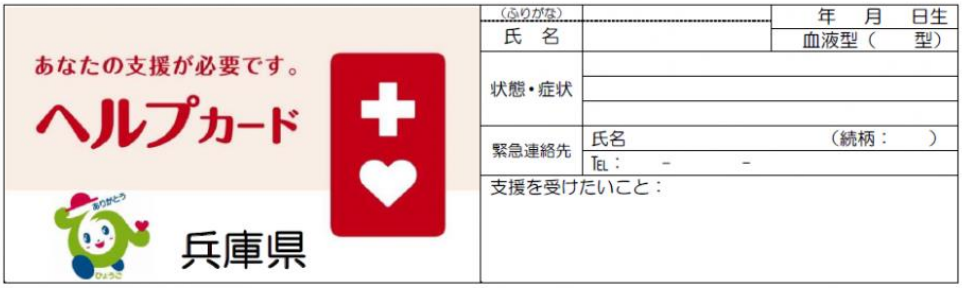

＜兵庫県版ヘルプカード＞

3　年金・手当などについて

（1）　年金

◎制度の概要

<table>
<tr><th></th><th>支給要件</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>障害基礎年金</td><td>次の条件をすべて満たしたときに支給されます。
① 初診日に「国民年金の被保険者」又は「国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有する者」であるとき。
② 障害認定日の障がいの程度が国民年金法施行令で定める1級又は2級に該当していること。
（なお、障害認定日に障がいの程度が2級以上に該当しなかったが、その後65歳に達する日の前日までに悪化し、2級以上の障がいになったときも対象となります。）
③ 保険料納付済期間（保険料免除等期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること。
初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと。
※20歳前の病気やけがで障がい者になった人は、20歳になったときに障がいの程度が2級以上に該当すれば障害基礎年金を受給できます。</td><td>昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれ
【1級】　年額 1,020,000 円
【2級】　年額　816,000 円

昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ
【1級】　年額 1,017,125 円
【2級】　年額　813,700 円

※子の加算額（1人につき）
1人目・2人目　年額 234,800 円
3人目以降　　年額 78,300 円

2024.4 現在</td></tr>
<tr><td>障害厚生年金
（障害共済年金）</td><td>厚生年金加入期間中の病気やけがが原因で、障がいを有している場合です（ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしていることが条件です）。</td><td>【1級】
報酬比例の年金額×1.25＋配偶者の加給年金額
【2級】
報酬比例の年金額＋配偶者の加給年金額
【3級】
報酬比例の年金額（最低保障あり）

※障害共済年金は職域加算があります。
※1級及び2級と認定された人には、国民年金の障害基礎年金も併せて支給されます。</td></tr>
<tr><td>障害手当金
（障害一時金）</td><td>障がいの程度が比較的軽く、障害厚生（共済）年金の対象としては該当しない場合でも、一定の基準以上の障がいであれば手当の対象となることがあります。</td><td>報酬比例の年金額×2（最低保障あり）

※配偶者や子の加算はありません。</td></tr>
<tr><td>特別障害給付金</td><td>国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者についての福祉的措置として創設された制度です。

次のいずれかであって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がいに該当する人（ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がいに該当した人に限ります）。
① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等加入者）の配偶者</td><td>【障害基礎年金1級相当に該当する人】
令和 6 年度基本月額 55,350 円

【障害基礎年金2級相当に該当する人】
令和 6 年度基本月額 44,280 円</td></tr>
</table>

※年金の障がい程度の認定基準は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の認定基準とは異なります。

◎手続き先（初診日において加入していた年金制度によって異なります）

<table>
<tr><th colspan="2">（初診日時の加入の年金制度）</th><th>手続き先</th></tr>
<tr><td colspan="2">厚生年金保険</td><td>年金事務所</td></tr>
<tr><td colspan="2">共済組合</td><td>共済組合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国民年金</td><td>第3号被保険者</td><td>年金事務所</td></tr>
<tr><td>第1号被保険者・任意加入被保険者</td><td rowspan="4">【本庁】町民安全課（戸籍年金係）

【支所】地域振興課（住民係）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">未加入</td><td>20 歳前（厚生年金・共済を除く）</td></tr>
<tr><td>60 歳～65 歳（※加入終了＋国内在住）</td></tr>
<tr><td>特別障害給付金対象者</td></tr>
</table>

（2） 手当

●重度心身障害者（児）介護手当

障がい者の介護者に対して、介護手当を支給することにより介護者及び本人の負担を軽減し、福祉の増進を図るための制度です。

◎制度の概要

対象者	身体障害者手帳1級または2級、あるいは療育手帳A判定所持者であって、日常生活において常時介護を必要とする65歳未満（※）の人の介護者。 ※65歳未満から手当を受給している場合は、65歳に達しても引き続き支給対象となります。 ただし、次のような場合は受給できません。 ・障がい者が、施設等に入所している場合 ・障がい者が、病院・老人保健施設等に継続して3ヶ月を超えて入院している場合 ・障がい者が、過去1年間において介護保険法によるサービスを利用している場合 ・障がい者が、過去1年間において障害者総合支援法によるサービスを利用している場合 ・障がい者（又は同一の世帯に属する者）が、地方税法による住民税を課される場合 ・介護者が町家族介護手当事業の支給対象となる場合
支給額	月額　10，000円
申請先 （問合せ先）	【本庁】福祉課（福祉係） 【支所】地域振興課（住民係）

●特別障害者手当・障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする重度障がい児･者に手当を支給します。

◎制度の概要

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象者	20歳以上で、次のいずれかに該当する人 ① 身体障害者手帳1～2級程度の障がいが2つ以上重複している人 ② 身体障害者手帳1～2級程度の障がいが1つと、3級程度の障がいが2つ以上重複している人 ③ 特に重度の身体機能の障がいがあるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人 ④ 内部障がいで、絶対安静を必要とする人 ⑤ 精神又は知的障がいで日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人 ただし、次のような場合は受給できません。 ・施設等に入所している場合 ・病院、老人保健施設等に継続して3ヶ月を超えて入院している場合 ・障がい者本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が政令で定める限度額以上である場合	20歳未満の児童で、次のいずれかに該当する人 ① 身体障害者手帳1級程度の障がいがある人及び2級程度の障がいがある一部の人 ② 療育手帳A判定程度の障がいのある一部の人 ③ 精神の障がいであって、上記と同程度以上の障がいがあると認められる人 ただし、次のような場合は受給できません。 ・施設等に入所している場合 ・障がいを支給事由とする公的年金を受給できる場合（特別児童扶養手当は含みません） ・障がい児本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が政令で定める限度額以上である場合
支給額	月額　29，590円	月額　16，100円
申請先 （問合せ先）	【本庁】福祉課（福祉係） 【支所】地域振興課（住民係）	

●特別児童扶養手当

20歳未満の障がい児を自宅で養育している保護者に手当を支給します。

◎制度の概要

対象者	・身体または精神に障がいを有する 20 歳未満の児童を監護または養育している父母又は養育者 ただし、次のような場合は受給できません。 ・手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいない場合 ・施設等に入所している場合 ・障がいを支給事由とする厚生年金を受給できる場合（障害児福祉手当は含みません） ・受給資格者又はその配偶者、扶養義務者の所得が政令で定める限度額以上である場合 ※障がいの認定は、指定の特別児童扶養手当認定診断書で行うことを原則とします。なお、診断書を省略し、障害者手帳または療育手帳にて判定できる場合もあります。
支給額	障がいの程度によって1級と2級に認定され、それぞれの等級で定められている手当額が支給されます。 【1級】 月額56，800円　　【2級】月額　37，830円 ※手当額は変更となる場合があるため、担当へご確認ください。
申請先 （問合せ先）	【本庁】福祉課（福祉係） 【支所】地域振興課（住民係）

●児童扶養手当

父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を支えるために、児童の父、母または養育者に手当を支給します（ひとり親家庭でなくとも、父または母に重度の障がいがある場合には手当が支給されます）。

◎制度の概要

対象者

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童または20歳未満の特別児童扶養手当に該当する程度以上の障がいのある児童で、次のいずれかに該当する場合

①	父母が離婚した後、父または母と生計を別にする児童
②	父または母が死亡した児童
③	父または母が重度の障がいを持っている児童
④	父または母が生死不明である児童
⑤	父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
⑥	父または母に1年以上遺棄されている児童
⑦	父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
⑧	婚姻によらないで出生した児童
⑨	児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

ただし、次のような場合は受給できません。
・児童が施設等に入所している場合
・児童が里親に委託されている場合
・父または母が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある時を含む）
・父、母、養育者または扶養義務者の所得が政令で定める限度額以上である場合など

支給額

所得制限により、次のいずれかの額になります（月額）。

区分	児童1人	児童2人
全部支給	46,690 円	57,720 円
一部支給	46,680 円～11,010 円	57,700 円～16,530 円

※児童が3人以上のときは、1人増えるごとに児童2人目と同額が加算されます。
※手当額は変更となる場合があるため、担当へご確認ください。

申請先（問合せ先）

【本庁】福祉課（福祉係）
【支所】地域振興課（住民係）

●新温泉町障害者福祉金

社会保障の理念に基づき、障がい者（又はその扶養者）に町の福祉金を支給します。

◎制度の概要

対象者	町に引き続き1年以上居住しており、次のいずれかの手帳を所持する人又は当該者を扶養している人 ① 身体障害者手帳（1～2級のみ） ② 療育手帳（等級は問いません） ③ 精神障害者保健福祉手帳（等級は問いません）
支給額	年額　12,000円（9月及び3月にそれぞれ6,000円ずつ支給） ※ただし、資格取得及び消滅などにより1年に満たない場合は、月割計算して支給します。
申請先 （問合せ先）	【本庁】福祉課（福祉係） 【支所】地域振興課（住民係）

（3） 心身障害者扶養共済制度

障がい者を扶養している保護者が、自らの生存中に一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がい者に終身にわたって一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

◎制度の概要

加入できる人

障がい者を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）で、次の条件をすべて満たしている人。

①	年齢が65歳未満（4月1日時点）であること。
②	特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

※障がい者1人に対して、加入できる保護者は1人（2口まで）です。

【障がい者の範囲】
- 身体障害者手帳1～3級に該当する障がい者
- 知的障害者
- 精神または身体に永続的な障がいがあり、上記と同程度の障がいがあると認められる人

掛　金（月　額）

掛金の額は次のとおりで、1口目加入時または2口目付加時の年齢により固定します。したがって、2口加入者は、加入時と付加時の年齢に該当する掛金の合計となります。

加入（付加）時の年齢	H20.4.1 以降新規加入
35 歳未満	9,300 円
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円

※掛金は小規模企業共済等掛金控除として税控除されます。
※制度の見直しにより、掛金が改訂されることがあります。
※平成 19 年度以前に加入された方は、左記の掛金額と異なっています。

年金の支給

加入者が死亡または重度障がい状態になった場合は、その月から障がい者本人（又は年金管理者）に、終身にわたって年金が支給されます。

【1口加入の場合】 月額20,000円　【2口加入の場合】 月額40,000円

弔慰金等の支給

①弔慰金･･･加入者より先に障がい者が死亡した場合は、一時金として加入期間に応じて支給されます。
②脱退一時金･･･加入者の申し出により、この制度から脱退した場合は、一時金として加入期間に応じて支給されます。

	加入期間	改正前(～H20.3 月)	改正後(H20.4 月～)	H20.4.1 以降新規加入
弔慰金	1 年以上 5 年未満	20,000 円	30,000 円	50,000 円
	5 年以上 20 年未満	50,000 円	75,000 円	125,000 円
	20 年以上	100,000 円	150,000 円	250,000 円
脱退一時金	5 年以上 10 年未満	30,000 円	45,000 円	75,000 円
	10 年以上 20 年未満	50,000 円	75,000 円	125,000 円
	20 年以上	100,000 円	150,000 円	250,000 円

申請先（問合せ先）

【本庁】福祉課（福祉係）
【支所】地域振興課（住民係）

4 医療について

（1）重度（精神）障害者医療費の助成

重度障がい者の医療費について、自己負担の一部を助成し、費用負担を軽減します（福祉医療費助成制度）。

◎制度の概要

<table>
<tr><th></th><th>重度（精神）障害者医療</th><th>高齢重度（精神）障害者医療</th></tr>
<tr><td rowspan="2">対象者</td><td>75歳未満（かつ後期高齢者医療未加入者）で</td><td>後期高齢者医療加入者で</td></tr>
<tr><td colspan="2">次のいずれかの手帳交付を受けている人
身体障害者手帳【 1級または2級 】
療育手帳【 A判定 】
精神障害者保健福祉手帳【 1級 】
※国民健康保険等の医療保険に加入していない人（生活保護受給者等）や乳幼児等・こども医療の対象者は、この制度は適用されません。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">助成額及び一部負担金</td><td>医療保険の自己負担額から当制度の一部負担金を控除した額を助成します。</td><td>後期高齢者医療制度の一部負担金から当制度の一部負担金を控除した額を助成します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">○一部負担金（月額）
<table>
<tr><th></th><th></th><th>1医療機関（薬局）ごとの限度額</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">外来</td><td rowspan="2">一　般</td><td>※一定所得以上の場合
1日 900 円を限度に
月2回（1,800 円）まで</td><td rowspan="3">同じ医療機関や薬局に限り、月2回まで支払えば、同月の3回目以降の支払は不要です（※同じ医療機関であっても歯科は別計算となります）。医療保険等の本来負担が1日の限度額未満のときは、その額を一部負担金とします。</td></tr>
<tr><td>1日 600 円を限度に
月2回（1,200 円）まで</td></tr>
<tr><td>低所得者</td><td>1日 400 円を限度に
月2回（800 円）まで</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入院</td><td rowspan="2">一　般</td><td>※一定所得以上の場合
3,600 円</td><td rowspan="3">過去3ヶ月連続して、入院にかかる医療費（一部負担金）を支払っていれば、4ヶ月目以降の支払いは不要です。なお、3ヶ月継続して入院している必要はなく、月の内、1日以上の入院が3ヶ月間連続している場合であっても該当します。</td></tr>
<tr><td>2,400 円</td></tr>
<tr><td>低所得者</td><td>1,600 円</td></tr>
</table>
※入院時の食事療養費は助成の対象とはなりません。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">利用方法</td><td colspan="2">医療機関の受診時に、マイナ保険証等と一緒に受給者証を窓口に提示してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">県外の医療機関の場合　※受給者証は使用できませんが、後日、町から差額分の払戻が受けられます（注）。
（注）重度（精神）障害者医療については、町に医療費請求する必要があります。</td></tr>
<tr><td>申請先
（問合せ先）</td><td colspan="2">【本庁】健康課（国保医療係）
【支所】地域振興課（住民係）</td></tr>
</table>

（2）７５歳未満の高齢者に対する後期高齢者医療制度の適用

後期高齢者医療制度による医療の給付は、原則として75歳以上の医療保険加入者が対象となりますが、一定の障がい程度に該当する場合は、申請により65歳から適用することができます。

<table>
<tr><td>対象者</td><td>65歳以上75歳未満の医療保険加入者で次のいずれかの障がい程度に該当する人
障害基礎年金（1級及び2級）
身体障害者手帳（1級～3級、4級の一部）
療育手帳（A判定）
精神障害者保健福祉手帳（1級～2級）
※ただし、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に準じます。</td></tr>
<tr><td>申請先
（問合せ先）</td><td>【本庁】健康課（国保医療係）
【支所】地域振興課（住民係）</td></tr>
</table>

（3）自立支援医療の支給（精神通院医療・更生医療・育成医療）

心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を、指定医療機関で受けることができます。

◎制度の概要

<table>
<tr><th></th><th>精神通院医療</th><th>更生医療</th><th>育成医療</th></tr>
<tr><td>対　象　者</td><td>通院による精神医療を継続的に要する人</td><td colspan="2">身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の人</td><td>手術等によって障がいの改善が見込まれる 18 歳未満の児童</td></tr>
<tr><td>適用となる医　　療</td><td>次の疾患等により、病院又は診療所に入院しないで行われる通院医療

【疾患名】
・統合失調症
・そううつ病（気分（感情）障害）
・てんかん
・器質性精神障害（認知症など）
・その他の精神疾患
（神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格及び行動の障害、生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群、知的障害（精神遅滞）、心理的発達の障害、小児（児童）期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害などが対象となります。）</td><td colspan="2">概ね 3 ヶ月で障がいが改善される医療
【適用となる医療（手術･治療）例】
<table><tr><th></th><th>傷病名･診断名</th><th>手 術 治 療 術</th></tr><tr><td>視　　覚</td><td>白内障
角膜白班
網膜剥離
瞳孔閉鎖症
緑内障</td><td>白内障手術（水晶体摘出術、摘出後の人工レンズ埋め込み術、人工レンズ自体も含まれる）
角膜移植術、角膜点墨術
網膜剥離手術（光凝固術）
光学的虹彩切除術、虹彩癒着剥離術
緑内障インプラント術</td></tr><tr><td>聴　　覚</td><td>外耳性難聴
(外耳道閉鎖等)
慢性中耳炎
鼓膜穿孔
感音性難聴
鼓膜癒着、耳管閉塞</td><td>外耳道形成術等
鼓室形成術、人工鼓膜
穿孔閉鎖術
人工内耳埋込術
鼓膜剥離術、鼓膜形成術、耳管開通処置</td></tr><tr><td>肢　　体</td><td>関節拘縮、強直、変形

不良切断端</td><td>関節形成術、人工関節置換術、骨切り術

断端形成術</td></tr><tr><td>音声言語そしゃく</td><td>外傷性または手術後に生じた構音障害
唇顎口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障害</td><td>形成術

口唇形成術、口蓋形成術、歯列矯正術</td></tr><tr><td>心　　臓</td><td>心臓弁膜症
先天性心疾患
虚血性心疾患
洞不全症候群
完全房室ブロック</td><td>弁形成術、弁置換術、欠損孔閉鎖術、直視下交連切開術
大動脈冠動脈バイパス術、経皮的冠動脈形成術
ペースメーカー植込術、ペースメーカー電池交換術、植込み型除細動器植込術</td></tr><tr><td>じ ん 臓</td><td>慢性腎不全</td><td>人工透析療法（腹膜灌流を含む）、腎移植術及び抗免疫療法</td></tr><tr><td>小　　腸</td><td>小腸機能障害</td><td>中心静脈栄養法</td></tr><tr><td>免疫機能</td><td>ヒト免疫不全ウィルス（HIV）による感染</td><td>抗HIV療法
免疫調節療法
合併症に対する医療（HIV感染症によるものに限る）</td></tr><tr><td>肝　　臓</td><td>肝臓機能障害</td><td>肝臓移植術及び抗免疫療法</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>自　　己負担額</td><td colspan="3">自己負担額は、原則として該当する医療費の1割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています【別表（P. 22）参照】。
更生医療及び育成医療に係る入院時の食費については、原則自己負担となります。</td></tr>
<tr><td>利用方法</td><td colspan="3">医療機関の受診時に、マイナ保険証等と一緒に受給者証（自己負担上限額管理票）を窓口に提示してください。
※事前申請が原則であり、遡っての適用は認められません（育成医療は例外あり）。</td></tr>
<tr><td>申　請　先（問合せ先）</td><td colspan="3">【本庁】福祉課（福祉係）
【支所】地域振興課（住民係）</td></tr>
</table>

別　表

～自立支援医療に係る自己負担額について～

（精神通院医療・更生医療・育成医療）

自己負担額は、原則として該当する医療費の1割負担となりますが、世帯（※）の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。

更生医療及び育成医療に係る入院時の食事療養費等については、原則自己負担となります。

◎一月当たりの負担上限額

<table>
<tr><th rowspan="2">生活保護世帯</th><th colspan="2">住民税非課税世帯</th><th colspan="3">住民税課税世帯</th></tr>
<tr><th>本人（注）の収入が80万円以下の場合</th><th>本人（注）の収入が80万円を超える場合</th><th>住民税所得割が3万3千円未満の場合</th><th>住民税所得割が23万5千円未満の場合</th><th>住民税所得割が23万5千円以上の場合</th></tr>
<tr><td rowspan="4">0円</td><td rowspan="4">2,500円</td><td rowspan="4">5,000円</td><td colspan="3">医療保険の自己負担限度額</td><td rowspan="3">対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">育成医療の場合</td></tr>
<tr><td>5,000円</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td colspan="3">高額治療継続者（重度かつ継続に該当する場合）</td></tr>
<tr><td>5,000円</td><td>10,000円</td><td>20,000円</td></tr>
</table>

（注）育成医療の場合は児童（本人）の保護者

※負担上限額を判定するときの「世帯」の考え方

・「世帯」については、同じ医療保険に加入している人をもって生計を一にする世帯として取り扱います。

・家族の実際の居住形態や税制における取扱いにかかわらず、医療保険の加入関係が異なる場合には、別の「世帯」として取り扱います。

◎高額治療継続者（「重度かつ継続」）の該当者

<table>
<tr><th>種　類</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><td>精神通院医療</td><td>症状性を含む器質性精神障害（認知症など）、精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、躁うつ病、てんかん等、3年以上の精神医療の経験を有する医師が集中的・継続的な通院医療が必要と判断した人</td><td rowspan="3">又は</td><td rowspan="3">医療保険の多数該当の人</td></tr>
<tr><td>更生医療</td><td rowspan="2">腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）</td></tr>
<tr><td>育成医療</td></tr>
</table>

（４）指定難病医療費助成制度事業

国が定めた指定難病を対象とした医療費について、自己負担の一部を助成し、費用負担を軽減します。

◎制度の概要

対象者	①指定難病に該当し、一定の基準を満たしている方 ②兵庫県内（神戸市を除く）に居住している方（指定難病の患者が 18 歳未満の場合は、患者の保護者が兵庫県内に居住している方） ③国民健康保険や組合健康保険など、公的医療保険に加入している方又は生活保護受給者
対象疾病	【指定難病（348 疾病）】 詳しくは巻末の一覧表をご覧ください。 ※申請にあたっては、難病指定医の作成する診断書（臨床調査個人票）の添付が必要です。
自己負担額	健康保険（医療保険）上の世帯員全員の前年の住民税（所得割）額等に応じて、ご負担いただく自己負担上限月額が決まっています。
申請先 （問合せ先）	豊岡健康福祉事務所　地域保健課

（５）小児慢性特定疾病の医療費助成制度

小児慢性疾患のうち、特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費負担も高額となることから治療の確立と普及を図り、患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費を公費負担する制度です。

◎制度の概要

対象者

①小児慢性特定疾病に該当し、一定の基準を満たしている方
②兵庫県内（神戸市・姫路市・西宮市・尼崎市・明石市を除く）に申請者（保護者）の住民票がある 18 歳未満の児童。ただし、18 歳到達時点において本事業の対象となっていて、18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には 20 歳到達まで対象となります。
③国民健康保険や組合健康保険など、公的医療保険に加入している方又は生活保護受給者

対象疾患

【対象疾患一覧（16 疾患群 788 疾病）】

（疾患群名）	（含まれる疾患例）	（疾患群名）	（含まれる疾患例）
悪性新生物	白血病、神経芽種等	血液疾患	血友病A等
慢性腎疾患	ネフローゼ症候群等	免疫疾患	x連鎖重症複合免疫不全症等
慢性呼吸器疾患	気管支喘息、気管支拡張症等	神経・筋疾患	レット症候群、点頭てんかん等
慢性心疾患	心室中隔欠損症、心房中隔欠損症等	慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症等
内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全低身長症等	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	ダウン症候群、13トリソミー症候群等
膠原病	若年性関節リウマチ等	皮膚疾患群	表皮水疱症、色素性乾皮症等
糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病、その他の糖尿病	骨系統疾患	軟骨無形成症、骨形成不全症等
先天性代謝異常	糖原病、ウィルソン病等	脈管系疾患	巨大静脈奇形、リンパ管腫等

自己負担額

健康保険（医療保険）上の世帯員全員の前年の住民税（所得割）額等に応じて、ご負担いただく自己負担上限月額が決まっています。

申請先（問合せ先）

豊岡健康福祉事務所　地域保健課

（６）特定疾病の療養（医療保険・後期高齢者医療制度）

特定の疾病（長期高額疾病）については、長期にわたり継続して著しく高額な治療費が必要になるため、医療費の自己負担額が軽減されます。

◎制度の概要

対象者	国民健康保険等の医療保険に加入しており、次の疾病に係る療養を受ける人
対象疾病	1．人工透析が必要な慢性腎不全 2．血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第八因子または第九因子障害 3．抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定めるものによるものに限る）
自己負担額	月額　10,000 円（医療機関、入院・外来ごと） ※ただし、70 歳未満の上位所得者の人工透析に係る診療については、月額 20,000 円になります。
利用方法	医療機関の受診時に、マイナ保険証等と一緒に受療証を窓口に提示してください。
申請先（問合せ先）	【本庁】健康課（国保医療係） 【支所】地域振興課（住民係） ※社会保険・国保組合等の方はそれぞれの保険者（全国健康保険協会や会社)に申請して下さい。

（７）人工透析患者の通院費助成

人工透析療法に係る通院費用の一部を助成し、費用負担を軽減します。

◎制度の概要

対象者	通院による人工透析療法を受けている人	※ただし、次のような場合は申請できません。 ・生活保護を受給している場合　・入院している場合 ・医療機関の無料送迎サービス等を利用している場合
助成額	月額　2,000 円	
申請先（問合せ先）	【本庁】健康課（国保医療係） 【支所】地域振興課（住民係） ※申請時には、「医療費領収書（通院の人工透析療法を受けたことが確認できるもの）」が必要となります。	

5 補装具・日常生活用具について

（1）補装具の支給

身体上の障がいを補完又は代替する補装具の購入や修理に係る費用の一部を公費で負担します。

◎制度の概要

対象者	身体障害者手帳の交付を受けており、手帳に記載された障がい状況と補装具の種目が一致している人
補装具の種類	

（障がいの区分）	（種目）
視覚	視覚障害者安全つえ（普通用・携帯用・身体支持併用）
	眼鏡（矯正用・遮光用・コンタクトレンズ・弱視用）
	義眼（レディメイド・オーダーメイド）
聴覚	補聴器（高度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け型等）
肢体	歩行補助つえ（※一本杖以外）
	義手・義足（殻構造・骨格構造）
	装具（上肢・下肢・体幹・靴型）
	歩行器（四輪型・六輪型等）
	車椅子（普通型・リクライニング式普通型・手押し型等）
	電動車椅子
	座位保持装置
肢体・言語	重度障がい者用意思伝達装置
（障害児）	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

自己負担額	補装具は種目別に基準額が定められており、自己負担額は、原則としてその基準額の1割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。
申請先 （問合せ先）	【本庁】福祉課（福祉係） 【支所】地域振興課（住民係）

※申請前に購入（修理）されたものは対象となりませんので、必ず事前にご相談ください。
※補装具によっては、医師の意見書や身体障害者更生相談所の判定が必要となります。
※介護保険の福祉用具と共通する補装具を希望する場合、介護保険による福祉用具貸与が優先します。

◎補装具費支給・日常生活用具給付(貸与)制度の利用者負担について

区分	世帯の収入状況(※)	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	住民税非課税世帯	0円
一般	住民税課税世帯	37，200円

※所得を判断する際の世帯の範囲
18 歳以上の障がい者　⇒　障がい者とその配偶者
障がい児（18 歳未満）　⇒　保護者の属する住民基本台帳での世帯

（2）日常生活用具の給付・貸与

在宅の重度障がい児･者等に対し、日常生活の便宜を図るため、必要に応じて日常生活用具を給付又は貸与します。

◎制度の概要

対象者	在宅の重度障がい者で、用具の品目別に定められた要件（障がい状況・年齢等）に該当する人
用具の種類	**【日常生活用具一覧】**

（種別）	（品目）
介護・訓練支援用具	特殊寝台
	特殊マット
	特殊尿器
	入浴担架
	体位変換器
	移動用リフト
	訓練いす
	訓練用ベッド
自立生活支援用具	入浴補助用具
	便器
	頭部保護帽
	つえ（T字状・棒状）
	移動・移乗支援用具
	特殊便器
	火災警報器
	自動消火器
	電磁調理器
	歩行時間延長信号機用小型送信機
	聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	透析液加温器
	ネブライザー（吸入器）
	電気式たん吸引器
	酸素ボンベ運搬車
	視覚障害者用体温計（音声式）
	視覚障害者用体重計
	パルスオキシメーター

（種別）	（品目）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
	情報・通信支援用具
	点字ディスプレイ
	点字器
	点字タイプライター
	視覚障害者用活字文書読上げ装置
	視覚障害者用拡大読書器
	視覚障害者用ポータブルレコーダー
	視覚障害者用時計
	聴覚障害者用通信装置
	聴覚障害者用情報受信装置
	人工喉頭
	福祉電話（貸与）
	ファックス（貸与）
	視覚障害者用ワードプロセッサー（共同利用）
	点字図書
排泄管理支援用具	ストーマ装具、紙おむつ
	収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具
	⇒（P.10「住宅改造費用の助成」参照）

自己負担額	日常生活用具は品目別に基準額が定められており、自己負担額は、原則としてその基準額の1割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。
申請先（問合せ先）	【本庁】福祉課（福祉係） 【支所】地域振興課（住民係）

※申請前に購入されたものは対象となりませんので、必ず事前にご相談ください。
※介護保険の福祉用具と共通する用具を希望する場合、介護保険による福祉用具貸与が優先します。

6　税の減免や各種割引制度について

（1）　税金の減免等

●自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

◎制度の概要

		本人運転	家族運転	常時介護者運転
対象者		身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者で、 等級が【別表（P. 28）参照】に該当する人		
台　数		障がい者 1 人に対して 1 台（軽自動車を含む）		
対象の自動車	所有者	本人　又は　生計を一にする親族		本　人
	運転者	本　人	生計を一にする親族	障がい者等のみで世帯を構成する 障がい者等のために常時介護する人
減免額	自動車税	【軽自動車の場合】 全額免除 【その他の自動車の場合】 ◎減免限度額表　※総排気量が 1.5 ﾘｯﾄﾙ超の乗用車の場合		

	通常の自動車	グリーン化税制適用車		
		重課（+15%）	軽課（−50%）	軽課（−75%）
自家用	39,500 円	45,400 円	20,000 円	10,000 円
営業用	9,500 円	10,900 円	5,000 円	2,500 円

※限度額を超える自動車を所有する場合は、限度額を超える部分については自己負担となります。
※月割により減免する場合は、減免限度額の範囲内で月割により計算した額となります。

減免額	自動車取得税	220 万円に取得した自動車に課すべき自動車取得税の税率を乗じて得た額 （ただし、障がい者の利用に供するため又は当該者が運転するための特別の仕様又は装置の変更を行った場合は、変更に要した額に 220 万円を加算した額に当該自動車に課すべき自動車取得税の税率を乗じて得た額）。 ※限度額を超える自動車を所有する場合は、限度額を超える部分については自己負担となります。 ○自動車取得税率（平成30年10月1日現在）

軽自動車		2%	低公害車等の取得の場合は、軽減税率を適用します。
その他の自動車	自家用	3%	
	営業用	2%	

◎申請手続きについて

		軽自動車	その他の自動車	
			新しく自動車を購入（取得）する場合	既所有車について、新たに減免を受ける場合
自動車税 軽自動車税	申請時期	4 月 1 日～納期限日（5月末日）（※1）	自動車登録時	随　時（※2）
	申請先	【本庁】税務課（課税係）	姫路県税事務所	豊岡県税事務所
自動車取得税	申請時期	自動車登録時（※3）		
	申請先	姫路県税事務所		

※1　軽自動車税は期限後の減免手続きができません。
※2　自動車税を納期限後に減免申請する場合は申請の翌月以後の月数に応じ年税額の月割相当額を減免します。
※3　自動車取得税は登録後の減免手続きができませんので、必ず登録時に減免申請をしてください。

別　表

◎減免対象者の範囲

障がいの区分		障がいの程度	本人所有		家族所有	
			本人運転	家族(常時介護者)運転	本人運転	家族運転
視覚		1～3級	全額	全額	1／2	1／2
		4級(両目の視力の和が0.09以上0.12以下)	全額	全額	1／2	1／2
		4級(両目の視野がそれぞれ10度以内)	1／2	1／2	1／2	1／2
聴覚		2～3級	全額	全額	1／2	1／2
		4級	1／2	1／2	1／2	1／2
平衡機能		3級	全額	全額	1／2	1／2
		5級	1／2	1／2	1／2	1／2
音声機能(咽頭摘出)		3級	全額	1／2	1／2	1／2
上肢		1級	全額	全額	1／2	1／2
		2級(両上肢※1)	全額	全額	1／2	1／2
		2級(1上肢※2)	1／2	1／2	1／2	1／2
		3級	1／2	1／2	1／2	1／2
		4～6級	1／2	×	×	×
下肢		1～2級	全額	全額	1／2	1／2
		3級(両下肢※3)	全額	全額	1／2	1／2
		3級(1下肢※4)	全額	1／2	1／2	1／2
		4～6級	全額	1／2	1／2	1／2
体幹		1～3級	全額	全額	1／2	1／2
		5級	全額	1／2	1／2	1／2
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1級	全額	全額	1／2	1／2
		2級(両上肢)	全額	全額	1／2	1／2
		2級(1上肢のみ)	1／2	1／2	1／2	1／2
		3級	1／2	1／2	1／2	1／2
		4～6級	1／2	×	×	×
	移動機能	1～2級	全額	全額	1／2	1／2
		3級(両下肢)	全額	全額	1／2	1／2
		3級(1下肢のみ)	全額	1／2	1／2	1／2
		4～6級	全額	1／2	1／2	1／2
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸		1級・3級	全額	全額	1／2	1／2
		4級	1／2	1／2	1／2	1／2
肝臓		1～3級	全額	全額	1／2	1／2
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1～3級	全額	全額	1／2	1／2
療育手帳		重度(A)	―	全額	―	全額
		中度(B1)	―	1／2	―	1／2
精神障害者保健福祉手帳		1級	―	全額	―	全額

◎網掛け部分は障がい者が18歳未満の場合に限り全額免除となります。

※1：両上肢の機能の著しい障害、両上肢のすべての指を欠くもの

※2：一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの、一上肢の機能を全廃したもの

※3：両下肢をショパール関節以上で欠くもの

※4：一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの、一下肢の機能を全廃したもの

●その他の税の控除等

◎控除等の概要

		控除等の内容	要件等	問合せ先
所得税	障害者控除	所得控除 27 万円	本人又は控除対象配偶者・扶養親族が普通障害者（※1）である場合	豊岡税務署
	特別障害者控除	所得控除 40 万円	本人又は控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者（※2）である場合	
	同居特別障害者扶養控除加算	所得控除 （35 万円加算）注1	同居の控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者（※2）である場合	
住民税	障害者控除	所得控除 26 万円	本人又は控除対象配偶者・扶養親族が普通障害者（※1）である場合	【本庁】 税務課 （課税係）
	特別障害者控除	所得控除 30 万円	本人又は控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者（※2）である場合	
	同居特別障害者扶養控除加算	所得控除 （23 万円加算）注2	同居の控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者（※2）である場合	
		非課税	前年の所得が 135 万円以下の障がい者本人	
個人事業税		非課税	重度の視覚障害者（失明または両眼の矯正視力が 0.06 以下）が行うあんま・はり・きゅう等医業に類する事業を行う場合	豊岡県税事務所
ゴルフ場利用税		非課税	障がい者等がゴルフ場を利用する場合	
相続税		税額控除 85 歳到達までの年数×10 万円	相続人が満 85 歳未満の普通障害者（※1）である場合	豊岡税務署
		税額控除 85 歳到達までの年数×20 万円	相続人が満 85 歳未満の特別障害者（※2）である場合	
贈与税		非課税 （上限 6 千万円）	特別障害者が特別障害者扶養信託契約により信託の受益権者になった場合	
非課税貯蓄制度		元本 350 万円までの利子が非課税	障がい者等が預貯金（国債）等を預入（購入）する場合等 【※事前に金融機関での手続きが必要です】	各金融機関

※1 普通障害者・・・
身体障害者手帳 3～6 級
療育手帳B1、B2 判定
精神障害者保健福祉手帳 2、3 級 等

※2 特別障害者・・・
身体障害者手帳 1～2 級
療育手帳A判定
精神障害者保健福祉手帳 1 級 等

注1 注2 同居している特別障害者一人につき、表の額が加算されます。

（2） 運賃割引制度

障がい者が利用する各種交通機関の運賃が割引になります。

◎制度の概要

	対象者	要件等	券種等	割引率等（本人）	割引率等（介護者）	利用方法
ＪＲ	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	単独で片道 100km を超えて利用する場合	普通乗車券	5 割引	—	支払時に手帳提示
		第 1 種障害者（※1）が介護者と一緒に利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数券 急行券 （特急券を除く）	5 割引	5 割引	
				※小児定期乗車券の該当者（12 歳未満）については、介護者のみ割引		
		12 歳未満の第 2 種障害者（※2）が定期乗車券によって介護者と一緒に利用する場合	定期乗車券	—	5 割引	
航空（国内線）	身体障害者手帳、療育手帳所持者 （事業者によっては精神障害者保健福祉手帳所持者も対象）	満 12 歳以上の第 1 種障害者（※3）（本人及び介護者）	—	各航空運送業者が設定する額		
		満 12 歳以上の第 2 種障害者（※4）（本人のみ） ※一部の航空運送事業者は本人及び介護者	—			
		精神障害者保健福祉手帳を受けている満 12 歳以上の精神障害者（本人及び介護者） ※一部の航空運送事業者	—			
路線バス	身体障害者手帳、療育手帳所持者 （事業者によっては精神障害者保健福祉手帳所持者も対象）	第 1 種障害者（※3）（本人及び介護者）	普通乗車券 回数券	5 割引		
			定期乗車券	3 割引		
		第 2 種障害者（※4）（本人のみ）	普通乗車券 回数券	5 割引	—	
			定期乗車券	3 割引	—	
タクシー		—	—	1 割引		

※1 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に 1 種の記載がある人

※2 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に 2 種の記載がある人

※3 身体障害者手帳又は療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に 1 種の記載がある人

※4 身体障害者手帳又は療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に 2 種の記載がある人

※ 介護者は、1人のみ割引が受けられます。

※ 割引の要件や割引率等は各会社で異なることがありますので、詳しくは乗車券の販売窓口にお問合せください。

※ その他の船舶や私鉄等でも割引を行っているところがありますので、乗車券の販売窓口にお問合せください。

（3） 有料道路の割引制度

通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障がいのある方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金について割引措置を講ずる制度です。

◎制度の概要

	障がい者ご本人が運転する場合	障がい者ご本人以外が運転し、障がい者ご本人が同乗する場合
対象障がい者の範囲	身体障害者手帳の交付を受けている人（等級の制限はありません）	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人のうち、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額（第１種）」である人
対象自動車の範囲	障がい者ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する乗用自動車等	障がい者ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する乗用自動車等 ※上記の人が乗用車を所有していない場合は、障がい者を継続して日常的に介護している人が所有する乗用自動車
	※登録できる自動車は障がい者1人につき1台です。	
割引料金額	通常料金の半額	
利用方法	有料道路割引の記入押印を受けた障害者手帳を料金所係員に提示してください。 ETCを利用することもできます（ただし、障がい者ご本人名義のETCカードが必要です）。	
申請先（問合せ先）	【本庁】福祉課（福祉係） 【支所】地域振興課（住民係）	

（4） その他の減免等

●ＮＨＫ放送受信料の免除

◎制度の概要

要件等

	全額免除	半額免除	
	※障がい者を世帯構成員に有し、下記の条件を満たす場合	※障がい者が、契約者かつ世帯主で、下記の条件を満たす場合	
身体障がい者（※1）	世帯全員が住民税非課税【障がい等級は問わない】	①視覚・聴覚障がい者【障がい等級は問わない】	②重度の身体障がい者【1、2 級所持者のみ】
知的障がい者（※2）	世帯全員が住民税非課税【障がい等級は問わない】	重度の知的障がい者【A判定所持者】	
精神障がい者（※3）	世帯全員が住民税非課税【障がい等級は問わない】	重度の精神障がい者【1級所持者】	

※1 身体障害者手帳所持者
※2 療育手帳所持者
※3 精神障害者保健福祉手帳所持者

申請先（問合せ先）	【本庁】福祉課（福祉係） 【支所】地域振興課（住民係）

●夢ネット（新温泉町ケーブルテレビ）使用料の減免

◎制度の概要

対　象　者	世帯の主たる生計維持者で、 視覚又は聴覚の身体障害者手帳を所持する（等級は問わない）加入者
減　免　額	半額（夢ネット基本使用料）
申　請　先 （問合せ先）	地域振興課　ケーブルテレビ係

●電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）

事前の登録により無料で電話番号案内が利用できます。

◎制度の概要

対　象　者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者。 ただし、身体障害者手帳所持者については、次のいずれかの障がいがある人に限ります。 （障がいの区分）／（等級） 視覚／1～6 級 肢体（上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい）／1、2 級 聴覚／2、3、4、6 級 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい／3、4 級
申　請　先 （問合せ先）	NTTふれあい案内担当 （フリーダイヤル：0120-104174）

●携帯電話の料金割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者に対して、携帯電話各社が割引サービスを行っています。

割引の内容は各会社で異なりますので、詳しくは携帯電話各社又は取扱店にお問合せください。

●郵便料金の減免等

◎制度の概要

区　分			料　金　等
第三種郵便	心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容とし、発行人から差し出されるもの	毎月3回以上発行する新聞	50g まで 8 円 （さらに 50g ごとに＋3 円、上限 1kg まで）
		その他のもの	50g まで 15 円 （さらに 50g ごとに＋5 円、上限 1kg まで）
第四種郵便	点字郵便物		3kgまで無料 （指定された施設の発受するものに限ります）
	特定録音物等郵便物		
聴覚障害者用ゆうパック			別に料金表あり 聴覚障がい者用ビデオテープその他の録画物を内容とし、聴覚障がい者と指定された施設との間で発受される 30kg以下のものに限ります。
点字ゆうパック			別に料金表あり 点字のみを掲げた 30kg 以下のものに限ります。
心身障害者用ゆうメール			別に料金表あり 重度障がい者と一定の図書館との間で発受されるものに限ります。

※　詳しくは最寄りの各郵便局窓口にお問合せください。

7　各種団体の活動について

（1）　ボランティアサークル

◎点訳サークル	浜坂地域 「はまなす」	「広報しんおんせん」、「新温泉町社協だより」を毎月点訳しています。新温泉町役場、加藤文太郎記念図書館で閲覧できます。 その他、点字カレンダーを発行しています。
◎朗読ボランティア	浜坂地域 「朗読ボランティアグループ」	「新温泉町社協だより」の朗読テープを毎月作成しています。 無料で貸し出しを行っています。
	温泉地域 「朗読ボランティアやまびこ」	「広報しんおんせん」の朗読テープを毎月作成しています。 無料で貸し出しを行っています。
問合せ先　新温泉町社会福祉協議会ボランティアセンター		

（2）　互助団体

●新温泉町身体障がい者福祉協会

新温泉町内で身体障害者手帳が交付されている人を会員とし、会員相互の交流と親睦強調を図り、更生の道を講じ、その障害を克服し障がい者福祉の増進と社会的、経済的活動に参加することを目的としています。
研修会と会員のつどい、ふれあい旅行や福祉とスポーツの大会等を催しています。

問合せ先　事務局　新温泉町社会福祉協議会内

●新温泉町手をつなぐ育成会

新温泉町内心身障がい者（児）の保護者及び会の趣旨に賛同して入会した人を会員とし、障がい者（児）の福祉向上と会員相互の親睦強調を図ることを目的としています。
親子スポーツ大会、親子ふれあい遠足等の活動をしています。

問合せ先　会長 坂本 和夫（新温泉町飯野）

●のぎく家族会

美方郡内で精神障がい者を家族としてもつ方を会員とし、同じ精神障がい者を抱える家族が話し合い、病気について学び合いながら互いに支え合い、精神障がい者対策の充実をめざして活動しています。
研修会、のぎく通所者との交流会、親睦会等を催しています。

問合せ先　地域活動支援センターのぎく

（3）　新温泉町の事業

●新温泉町青い鳥学級

視力に障がいを持つ仲間が集い、社会人としての幅広い教養や技能等を習得するとともに、地域社会が障がいを持っている人を理解し、温かく助け合える体制を確立するために活動しています。
視覚障がい者ガイドヘルプ養成講座への参加、遠足、料理教室、中学生や高校生との交流会等を催しています。

問合せ先　生涯教育課

◎身体障害者障害程度等級表

◎医療費助成対象疾病（指定難病）一覧（348疾病）

◎身体障害者障害程度等級表

	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	■1 両上肢の機能を全廃したもの ■2 両上肢を手関節以上で欠くもの	■1 両下肢の機能を全廃したもの ■2 両下肢を大腿の2 分の1以上で欠くもの	■体幹の機能障害により坐っていることができないもの	■不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	■不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	■1 両上肢の機能の著しい障害 ■2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2 分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	■1 両下肢の機能の著しい障害 ■2 両下肢を下腿の2 分の1以上で欠くもの	■1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ■2 体幹の機能障害による立ち上がることが困難なもの	■不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	■不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	■1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2 分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	■体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	■不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2 分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm 以上又は健側の長さの10 分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm 以上又は健側の長さの15 分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm 以上又は健側の長さの20 分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

※身体障害者更生相談所が、指定医の診断書を踏まえて審査を行い、手帳を交付します。

視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	内部障害							
	聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
■両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの				■心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	■じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	■呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	■ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	■小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	■ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	■肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	1級
■1　両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2　両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視野率による損失率が95パーセント以上のもの	■両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）								■ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	■肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	2級
■1　両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2　両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視野率による損失率が90パーセント以上のもの	■両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	■心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	■じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	■呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	■ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	■小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	■ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	■肝臓の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	3級
■1　両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2　両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	■心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	■じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	■呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	■小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	■ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	■肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級
1　両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2　両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害									5級
一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70 デシベル以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2　一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの										6級
											7級

① 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
②肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。
③ 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
④「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
⑤「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
⑥上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

◎医療費助成対象疾病（指定難病）一覧（348疾病）

病　　名	番号
あ	
アイカルディ症候群	135
アイザックス症候群	119
IgA 腎症	66
IgG4関連疾患	300
亜急性硬化性全脳炎	24
悪性関節リウマチ	46
アジソン病	83
アッシャー症候群	303
アトピー性脊髄炎	116
アペール症候群	182
アラジール症候群	297
α1－アンチトリプシン欠乏症	231
アルポート症候群	218
アレキサンダー病	131
アンジェルマン症候群	201
アントレー・ビクスラー症候群	184
い	
イソ吉草酸血症	247
一次性ネフローゼ症候群	222
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	223
1p36欠失症候群	197
遺伝性自己炎症疾患	325
遺伝性ジストニア	120
遺伝性周期性四肢麻痺	115
遺伝性膵炎	298
遺伝性鉄芽球性貧血	286
う	
ウィーバー症候群	175
ウィリアムズ症候群	179
ウィルソン病	171
ウエスト症候群	145
ウェルナー症候群	191
ウォルフラム症候群	233
ウルリッヒ病	29
え	
HTLV-1関連脊髄症	26
ATR－X症候群	180
エーラス・ダンロス症候群	168
エプスタイン症候群	287
エプスタイン病	217
エマヌエル症候群	204
MECP2重複症候群	339
LMNB1 関連大脳白質脳症	342
遠位型ミオパチー	30
お	
黄色靭帯骨化症	68
黄斑ジストロフィー	301
大田原症候群	146
オクシピタル・ホーン症候群	170
オスラー病	227
か	
カーニー複合	232
海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	141
潰瘍性大腸炎	97
下垂体性ADH分泌異常症	72
下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	76

病　　名	番号
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	77
下垂体性TSH分泌亢進症	73
下垂体性PRL分泌亢進症	74
下垂体前葉機能低下症	78
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	79
家族性地中海熱	266
家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	336
家族性良性慢性天疱瘡	161
カナバン病	307
化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	269
歌舞伎症候群	187
ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	258
カルニチン回路異常症	316
肝型糖原病	257
間質性膀胱炎（ハンナ型）	226
環状20番染色体症候群	150
完全大血管転位症	209
眼皮膚白皮症	164
き	
偽性副甲状腺機能低下症	236
ギャロウェイ・モワト症候群	219
球脊髄性筋萎縮症	1
急速進行性糸球体腎炎	220
強直性脊椎炎	271
巨細胞性動脈炎	41
巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	279
巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）	280
巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	100
巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	278
筋萎縮性側索硬化症	2
筋型糖原病	256
筋ジストロフィー	113
く	
クッシング病	75
クリオピリン関連周期熱症候群	106
クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	281
クルーゾン症候群	181
グルコーストランスポーター1欠損症	248
グルタル酸血症1型	249
グルタル酸血症2型	250
クロウ・深瀬症候群	16
クローン病	96
クロンカイト・カナダ症候群	289
け	
痙攣重積型（二相性）急性脳症	129
結節性硬化症	158
結節性多発動脈炎	42
血栓性血小板減少性紫斑病	64
限局性皮質異形成	137
原発性肝外門脈閉塞症	346
原発性高カイロミクロン血症	262
原発性硬化性胆管炎	94
原発性抗リン脂質抗体症候群	48
原発性側索硬化症	4
原発性胆汁性胆管炎	93
原発性免疫不全症候群	65
顕微鏡的多発血管炎	43

◎医療費助成対象疾病（指定難病）一覧（348疾病）

病　　名	番号
こ	
高IgD症候群	267
好酸球性消化管疾患	98
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	45
好酸球性副鼻腔炎	306
抗糸球体基底膜腎炎	221
後縦靱帯骨化症	69
甲状腺ホルモン不応症	80
拘束型心筋症	59
高チロシン血症1型	241
高チロシン血症2型	242
高チロシン血症3型	243
後天性赤芽球癆	283
広範脊柱管狭窄症	70
膠様滴状角膜ジストロフィー	332
極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	344
コケイン症候群	192
コステロ症候群	104
骨形成不全症	274
5p欠失症候群	199
コフィン・シリス症候群	185
コフィン・ローリー 症候群	176
混合性結合組織病	52
さ	
鰓耳腎症候群	190
再生不良性貧血	60
再発性多発軟骨炎	55
左心低形成症候群	211
サルコイドーシス	84
三尖弁閉鎖症	212
三頭酵素欠損症	317
し	
CFC症候群	103
シェーグレン症候群	53
色素性乾皮症	159
自己貪食空胞性ミオパチー	32
自己免疫性肝炎	95
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288
自己免疫性溶血性貧血	61
シトステロール血症	260
シトリン欠損症	318
紫斑病性腎炎	224
脂肪萎縮症	265
若年性特発性関節炎	107
若年発症型両側性感音難聴	304
シャルコー・マリー・トゥース病	10
重症筋無力症	11
修正大血管転位症	208
出血性線溶異常症	347
ジュベール症候群関連疾患	177
シュワルツ・ヤンペル症候群	33
神経細胞移動異常症	138
神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	125
神経線維腫症	34
神経フェリチン症	121
神経有棘赤血球症	9
進行性核上性麻痺	5
進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	338

病　　名	番号
進行性骨化性線維異形成症	272
進行性多巣性白質脳症	25
進行性白質脳症	308
進行性ミオクローヌスてんかん	309
心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	214
心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	213
す	
睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	154
スタージ・ウェーバー症候群	157
スティーヴンス・ジョンソン症候群	38
スミス・マギニス症候群	202
せ	
脆弱X症候群	206
脆弱X症候群関連疾患	205
成人スチル病	54
脊髄空洞症	117
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	18
脊髄髄膜瘤	118
脊髄性筋萎縮症	3
セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	319
前眼部形成異常	328
全身性アミロイドーシス	28
全身性エリテマトーデス	49
全身性強皮症	51
先天異常症候群	310
先天性横隔膜ヘルニア	294
先天性核上性球麻痺	132
先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	330
先天性魚鱗癬	160
先天性筋無力症候群	12
先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	320
先天性三尖弁狭窄症	311
先天性腎性尿崩症	225
先天性赤血球形成異常性貧血	282
先天性僧帽弁狭窄症	312
先天性大脳白質形成不全症	139
先天性肺静脈狭窄症	313
先天性副腎低形成症	82
先天性副腎皮質酵素欠損症	81
先天性ミオパチー	111
先天性無痛無汗症	130
先天性葉酸吸収不全	253
前頭側頭葉変性症	127
線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	340
そ	
早期ミオクロニー脳症	147
総動脈幹遺残症	207
総排泄腔遺残	293
総排泄腔外反症	292
ソトス症候群	194
た	
第14番染色体父親性ダイソミー症候群	200
ダイアモンド・ブラックファン貧血	284
大脳皮質基底核変性症	7
大理石骨病	326
高安動脈炎	40
多系統萎縮症	17
タナトフォリック骨異形成症	275

◎医療費助成対象疾病（指定難病）一覧（348疾病）

病　　名	番号
多発血管炎性肉芽腫症	44
多発性硬化症／視神経脊髄炎	13
多発性嚢胞腎	67
多脾症候群	188
タンジール病	261
単心室症	210
弾性線維性仮性黄色腫	166
胆道閉鎖症	296
ち	
遅発的内リンパ水腫	305
チャージ症候群	105
中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	134
中毒性表皮壊死症	39
腸管神経節細胞僅少症	101
て	
TRPV4異常症	341
TNF受容体関連周期性症候群	108
低ホスファターゼ症	172
天疱瘡	35
と	
禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	123
特発性拡張型心筋症	57
特発性間質性肺炎	85
特発性基底核石灰化症	27
特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	327
特発性後天性全身性無汗症	163
特発性大腿骨頭壊死症	71
特発性多中心性キャッスルマン病	331
特発性門脈圧亢進症	92
ドラベ症候群	140
な	
中條・西村症候群	268
那須・ハコラ病	174
軟骨無形成症	276
難治頻回部分発作重積型急性脳炎	153
に	
22q11.2欠失症候群	203
乳児発症 STING 関連血管炎	345
乳幼児肝巨大血管腫	295
尿素サイクル異常症	251
ぬ	
ヌーナン症候群	195
ね	
ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症	315
ネフロン癆	335
の	
脳クレアチン欠乏症候群	334
脳腱黄色腫症	263
脳表ヘモジデリン沈着症	122
膿疱性乾癬（汎発型）	37
嚢胞性線維症	299
は	
パーキンソン病	6
バージャー病	47
肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	87
肺動脈性肺高血圧症	86
肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	229

病　　名	番号
肺胞低換気症候群	230
ハッチンソン・ギルフォード症候群	333
バッド・キアリ症候群	91
ハンチントン病	8
ひ	
PCDH19関連症候群	152
PURA 関連神経発達異常症	343
非ケトーシス型高グリシン血症	321
肥厚性皮膚骨膜症	165
非ジストロフィー性ミオトニー症候群	114
皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	124
肥大型心筋症	58
ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	239
ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	238
左肺動脈右肺動脈起始症	314
ビッカースタッフ脳幹脳炎	128
非典型溶血性尿毒症症候群	109
非特異性多発性小腸潰瘍症	290
皮膚筋炎／多発性筋炎	50
表皮水疱症	36
ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	291
ふ	
ファイファー症候群	183
VATER症候群	173
ファロー四徴症	215
ファンコニ貧血	285
封入体筋炎	15
フェニルケトン尿症	240
複合カルボキシラーゼ欠損症	255
副甲状腺機能低下症	235
副腎白質ジストロフィー	20
副腎皮質刺激ホルモン不応症	237
ブラウ症候群	110
プラダー・ウィリ症候群	193
プリオン病	23
プロピオン酸血症	245
へ	
閉塞性細気管支炎	228
β－ケトチオラーゼ欠損症	322
ベーチェット病	56
ベスレムミオパチー	31
ペリー症候群	126
ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	234
片側巨脳症	136
片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	149
ほ	
芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	323
発作性夜間ヘモグロビン尿症	62
ホモシスチン尿症	337
ポルフィリン症	254
ま	
マリネスコ・シェーグレン症候群	112
マルファン症候群	167
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	14
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	88
慢性再発性多発性骨髄炎	270
慢性特発性偽性腸閉塞症	99

◎医療費助成対象疾病（指定難病）一覧（348疾病）

病　　名	番号
み	
ミオクロニー欠神てんかん	142
ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	143
ミトコンドリア病	21
む	
無虹彩症	329
無脾症候群	189
無βリポタンパク血症	264
め	
メープルシロップ尿症	244
メチルグルタコン酸尿症	324
メチルマロン酸血症	246
メビウス症候群	133
免疫性血小板減少症	63
メンケス病	169
も	
網膜色素変性症	90
もやもや病	22
モワット・ウィルソン症候群	178
や	
ヤング・シンプソン症候群	196
ゆ	
遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	148
よ	
4p欠失症候群	198
ら	
ライソゾーム病	19
ラスムッセン脳炎	151
ランドウ・クレフナー症候群	155
り	
リジン尿性蛋白不耐症	252
両大血管右室起始症	216
リンパ管腫症/ゴーハム病	277
リンパ脈管筋腫症	89
る	
類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	162
ルビンシュタイン・テイビ症候群	102
れ	
レーベル遺伝性視神経症	302
レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	259
レット症候群	156
レノックス・ガストー症候群	144
ろ	
ロウ症候群	348
ロスムンド・トムソン症候群	186
肋骨異常を伴う先天性側弯症	273

作成・発行　　新温泉町役場（福祉課 福祉係）

〒669-6792　兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1

TEL　0796-82-5622（直通）　FAX　0796-82-2970

E-mail　　fukushi@town.shinonsen.lg.jp

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https//www.town.shinonsen.hyogo.jp

（ 令和７年度版 ）